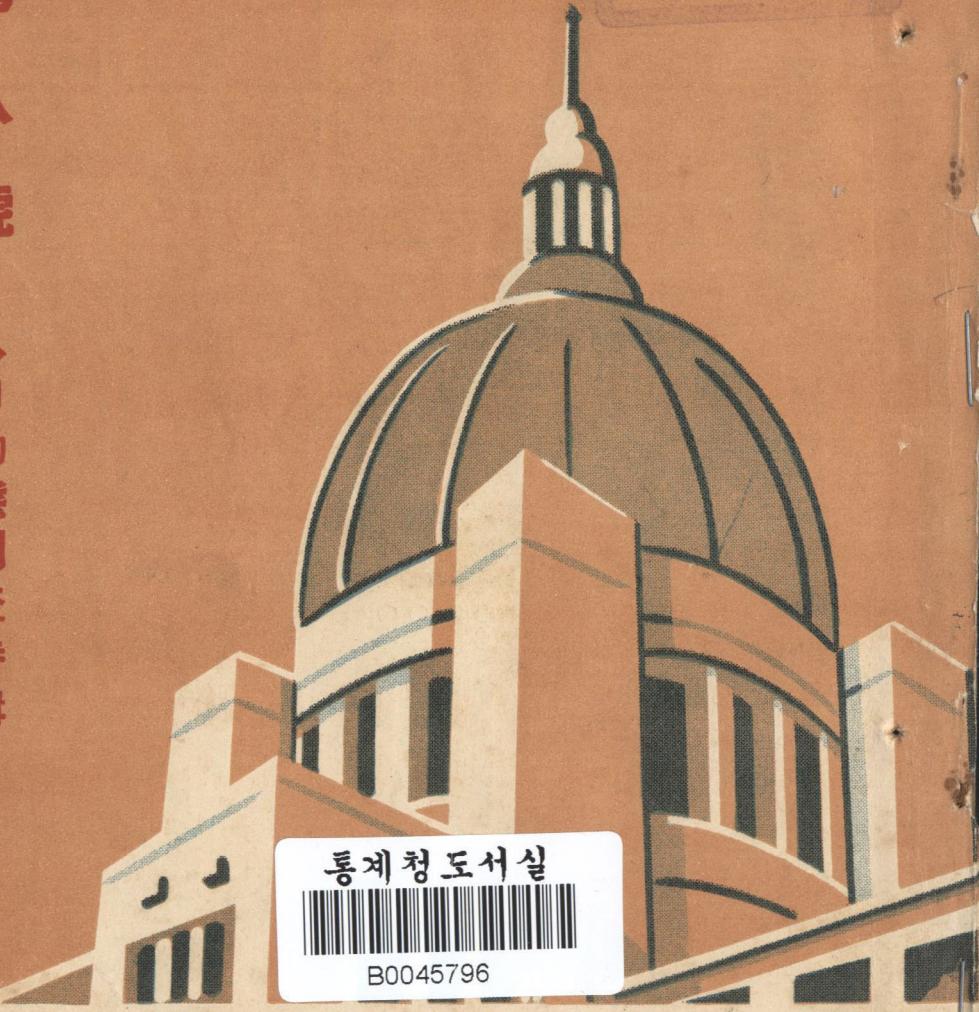


十二年十二月十五日發行

朝鮮統計時報

第八號

人口動態調查特輯



통계청 도서실



B0045796

會協統鮮朝

251(卷八)
1938.8主

本會が銃後朝鮮青年諸君に贈る必携書！

朝鮮青年年手牒

豫約申込受付開始至急取纏め御申込み願ひます

天孫降臨ノ
神勅

教育ニ關スル
勅語

韓國併合ノ
詔書

國民精神作興ニ關ス
ル
詔書

令旨

皇國臣民ノ誓詞

大日本聯合青年團
綱領

宣誓

日本青年團歌
朝鮮青年歌

我が履歷
我が家族
父祖祭祀年忌表
我が家の戸籍
親族名簿
人名簿

營農記錄

營農年表
月中行事豫定表
備忘日誌

各種講習會受講記錄
金錢收入年計
金錢支出年計
一覽表

青年年手牒

- 皇室
- 青年團禮式要項
- 年中曆
- 歷代統監・總督・政務
總監一覽
- 道別面積・府郡島邑面
數
- 道管轄區域
- 朝鮮總督府裁判所一覽
- 朝鮮人婚姻年齡
- 在鮮常備團隊配備
○列國軍備一覽
- 作物栽培表
- 蔬菜栽培表
- 重要肥料分析表
- 種實の重量容積及粒數
- 家畜の體溫及妊娠期間
表
- 全鮮平均氣溫
- 郵便料金一覽表
- 年齡早見表
- メートル法換算表
- 複利積算表
- 利息早見表
- 青年體力統計表

朝鮮地方行
京城壽松町行
二番地行
十番地行
七番地行
會所政學會

株會

布製美本
携帶便利
ポケツト型
定價五十錢
(送料五錢)

大藏省 全國酒類品評會

最高優等賞受領

(鮮内入賞酒は金千代のみ)

釀造石高 鮮滿第一

本年度釀造高二萬三千石

(全鮮釀造高の約二割強)

昭和十一年度 朝鮮清酒釀造高十一萬石

昭和十一年度 朝鮮に於ての釀造場數百二十餘ヶ所

京城 平壤 齊藤酒造合名會社



(祖元)

立花式鐵骨
專門製作

立 花 鐵 工 所

京城府光熙町壹丁目一四五

電話本局三六八〇番
振替京城二〇五〇五番

(ナメートルヨリ三十メートルマテ)



2004.7.22

大野政務總監訓示

井坂國勢調査課長挨拶

朝鮮人口動態調査規則解説

朝鮮總督官房國勢調査課

(19)

(4)

人事務打合會

指示事項

注意事項

誌上講義 統計の話 (七)

京城帝國大學教授 大内武次

(11)

朝鮮總督府報告例改正の要旨

朝鮮總督府官房 文書課

(29)

國民精神作興週間に於ける總督聲明

朝鮮總督府官房 文書課

(11)

皇國臣民の誓詞

扉 (特輯の辭)

(1)



□民有非課稅地及國有地(昭和十一年末)

□清涼飲料稅(昭和十一年度)

□工場賃銀(昭和十二年第一期)

□醫療機關(昭和十二年六月末)

□鑛產額(昭和十一年)

□火災(昭和十一年)

□水產業者戸口(昭和十一年末)

□統計日誌

朝鮮人口動態調査規則の發布

人口動態調査事務打合會

人口動態調査提要の發行

本府報告例の改正

筆 雜

棉花摘みの私(詩)..... 李 靜 香

晚秋扶餘(俳句)..... 庄 司 香 月

森を戀ふる..... 水 城 寅 雄

(70)

(68)

(67)

(65)

(64)

(62)

(61) (60)

統計例規

朝鮮人口動態調査規則

人口動態調査票及送致目錄作成心得

朝鮮總督府報告例中改正ノ件

人口動態調査票及送致目錄作成心得

人口動態調査票及送致目錄作成心得

原稿募集

統計日誌

□編輯後記

(76)

(75)

(74)

(69)

(57)

(36) (35)

推奨! 「朝鮮行政手帳實務便覽」

定價六拾錢
送料五錢

右內容原稿及裝幀見本ヲ校閱スルニ毎日ノ備忘欄ニハ陰陽曆對照日附ヲ施シ
以テ陰曆廢止ノ過渡時代ニ於ケル農村指導者ノ便ニ供シ又實務便覽中ノ報告
例ハ明年一月ヨリ改正實施セラルベキ報告事項ヲ掲ゲテ報告例處理簿タラシ
メントスル等實務上ノ資料多ク裝幀亦優美堅牢ニシテ本會々員各位ノ愛用ニ
適スルモノト認ムルニ付特ニ本會ニ於テ左記條件ニ依リ會員各位ノ爲ニ共同
購入斡旋ヲ爲スコト、シタリ奮ツテ御利用アランコトヲ

(共同購入斡旋要項)

- 一、本會ノ申込斡旋八十部以上トス
- 一、一部ニ満タザル向ハ最寄リノ郡統計主任等ニ取纏メ申込方依頼セラル、ヲ有利トス
- 一、取纏メ申込分ハ一部五拾五錢送料不要(定價六十錢
送料五錢)トス 但十二月二十五日迄送金ナキ分ハ定
價通り請求ス
- 一、本會經由申込ニハ十部毎ニ一部無代添送セシム
- 一、申込責任者ハ本會々員トシ記名調印シテ本會宛申込
ムモノトス
- 一、代金ハ十二月二十五日迄ニ直接發賣所朝鮮地方行政
學會(振替京城二四七〇三番)ニ送金スルコト

(實物縮寫)



朝鮮總督官房文書課

朝鮮統計協議會

朝鮮統計時報

第 八 號

特輯の辭

去る十月二十七日朝鮮人口動態調査規則が制定せられ、從來地方分査の方法により調査され來つた朝鮮の人口動態統計が昭和十三年以降、中央集査の方法に依つて調査せられることに改正せられた。

抑々統計の調査方法には中央集査と地方分査の二通りあるのであるが、今日最も進歩せる科學的調査方法は中央集査であつて、之に依らずして統計の整備を圖ることは到底不可能であるとせられてゐる。

此の意味に於て今回の改正は極めて根本的な大改正と申すべきであつて、朝鮮の人口動態統計は之に依つて餘すことなく整備せられることになつたのである。

もとより此の調査が完全に遂行せられるか否かは直接統計資料蒐集の衝にあたる府邑面職員諸氏の雙肩に懸ることが最も大なるは申すまでもないことである。

此故に本府に於ては十一月十一日、十二日の兩日に亘り各道統計主任を會同して十分なる打合せを爲すと共に、引續き各道に於ては夫夫管内府郡島邑面關係職員を總動員して調查の圓滑なる遂行に萬遺憾なきを期することになつてゐる。

人口動態調査規則の制定と共に、十一月十九日訓令第七十七號を以て一般統計事務の根幹をなす朝鮮總督府報告例中改正せられ、就中、別冊甲號及乙號は庶政刷新の根本趣旨に則り形式内容の兩方面に亘り割期的大改正が行はれた。人口動態調査規則の制定と報告例の改正とは兩々相俟つて朝鮮に於ける統計の向上、事務の刷新に更に拍車をかけるものと信してゐる。願くは朝鮮統計に關心を寄せらるる誌友會員諸賢に於かれては、これらの點を充分諒解せられ、朝鮮統計の使命達成に萬幅の協力を與へられむことを。

聲 明

予曩ニ大命ヲ拜シテ朝鮮ニ蒞ムヤ施政ノ方針ヲ宣ブルニ先づ國體ヲ明徵ニシ肇國ノ理想ヲ顯揚シ國民精神ノ振作ヲ圖ルヲ以テ至願トシ之ガ必成ヲ上下協戮官民一致ノ努力ニ俟テリ爾來趨向益定マリ效果具ニ著ハレ以テ日進會通ノ運ニ乘ジ日新更張ノ期ヲ啓キ人心ハ益質實ニ赴キ民風ハ愈剛健ヲ加ヘタリ今ヤ帝國ハ東洋平和確立ノ國是ニ隨ヒ異常ノ決意ヲ以テ膺懲ノ師ヲ深ク支那ニ進ム時局真ニ重大國民ハ克ク事態ノ歸趨ヲ明察シ堅忍持久長期ノ試鍊ニ耐フルノ覺悟ヲ固クセザルベカラズ是レ曩ニ予ガ諭告ヲ發シテ一般官民ノ奮勵ヲ促シ各種施設ヲ強化スルト共ニ今復茲ニ國民精神作興週間ヲ設定シテ平素涵養シ來レル強健ナル精神ヲ收束シ更ニ之ヲ今後日常ノ實生活ニ具顯セシメンコトヲ庶幾スル所以ナリ而モ我ガ國民ハ古來艱難ニ遭遇スルヤ必ズ舉國一心鐵石ノ意思ヲ以テ之ヲ克服シ國家興隆ノ成果ヲ收メザルナシ是レ即チ皇國精神ノ發露ニシテ萬邦無比ノ國體ニ基スル所幸ニ刻下重大ノ時局ニ當ツテ國民共有ノ矜持ニ依リ予ガ聲明ノ意ヲ體シ内鮮一體協力私ヲ忘レ公ニ奉ジテ怠ルナクンバ時艱ノ克服ハ期シテ待ツベク國體ノ精華ハ自ラ發揚セラレバ
彊内官民宜シク深沈心ヲ練リ旦夕之ヲ勗メヨ

昭和十二年十一月十日

朝鮮總督

南

次郎

人口動態調査事務 打合會ニ於ケル 大野政務總監訓示

本日茲ニ道統計主任會同人口動態調査事務ノ打合ヲ爲スニ當リ一言訓示スル所アラムトス

抑人口ハ國家社會ニ於ケル政治的經濟的將又軍事的活動ノ原動力ニシテ國勢ノ推移消長ハ一一懸ツテ人口狀態ノ如何ニ存スト謂フモ過言ニ非ズ仍テ之ヲ明確ニシテ理想ノ型態ニ誘導スルハ國家ノ興隆國民ノ康福ヲ企圖スル百般ノ國策遂行上最モ重要ナル先決條件ノ一ナリト謂ハザルベカラズ茲ニ於テ人口統計ヲ整備シテ其ノ效用ヲ十分ニ發揮セシメ以テ人口狀態ノ究明ニ遺憾ナカラシムル方途ヲ購ズルハ蓋シ刻下ノ最緊要事ニ屬スルモノナリト信ズ

人口動態調査ハ國勢調査ト相俟ツテ人口統計ヲ完備シ以テ人口狀態ヲ明確ニシ施政ノ基本資料ヲ提供スルコトヲ其ノ根本的使命トス

然ルニ朝鮮ニ於ケル人口動態調査ハ從來報告例ノ定ムル所ニ基キ地方分査ノ方法ニ依リ調査セラレ道統計主任各位ノ努力ニ依テ近時改善ノ跡見ルベキモノアリト雖モ尙其ノ内容ヲ仔細ニ検討スルトキハ未ダ十分ナラザル點渺シトセズ仍テ本調査ノ重要性ニ鑑ミ之ガ整備ヲ圖ル爲昭和十三年ヨリ中央集査ノ方法ヲ採用スルコトトナリ今回府令朝鮮人口動態調査規則ヲ以テ之ガ調査方法ヲ規定セラレタリ

國勢調査ニ付テハ各位多年ノ努力ニ依リ既ニ十分其ノ成果ヲ收メツツアル所ナルモ人口動態調査ニ付テモ亦其ノ成績ヲ決定スペキ地方事務ヲ直接指導スルノ地位ニ在ル各位ハ其ノ責任ノ重大ナルニ鑑ミ國勢調査ニ於ケルト同様萬全ノ努力ヲ效スノ要アリ

宜シク當局ノ指示注意ニ基キ腹藏ナキ意見ヲ開陳シテ協議ヲ盡シ以テ本事務ノ目的及方法ヲ了得セムコトヲ望ム

人口動態調査事務 打合會に於ける 井坂國勢調査課長挨拶

本日茲に道統計主任各位參集の席に於て只今の政務總監閣下の御訓示に關聯し些か所見を述べまして各位の御参考に供したいと存じます。

明年一月一日より實施せられる朝鮮の人口動態調査に付ては十月二十七日朝鮮總督府令第百六十一號を以て朝鮮人口動態調査規則が制定せられました。

朝鮮に於ては從來人口動態調査を婚姻、離婚、出生、死亡及死産の五種目に付て施行してゐまして、其の調査方法は婚姻、離婚及出生に付ては本府報告例及各道人口調査小票規程の定むる所に依り府尹邑面長が年末に於て管内の現住者に付實地調査して其の年中の事實を申告せしめ、死亡及死産に付ては本府報告例の定むる所に依り墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則に基く人民の届出に依て統計材料を蒐集し、此等の材料を府尹邑面長が集計整理して府邑面統計表を作成し、邑面長は之を郡守島司に、府尹は道知事に提出し、郡守島司は邑面統計表に依り郡島統計表を作成して道知事に提出し、道知事は府郡島統計表に依り道統計表を作成して本府に提出し、本府に於ては各道提出の統計表を取纏めて朝鮮の人口動態統計表として發表して居るのであります。即ち統計材料の蒐集は一半は年末實地調査に依り一半は警察行政上の届出に基いて之を行ひ、其の集計整理は府邑面に於ける地方分査の方法に依て調査し來つたのであります。

處が此の調査方法には色々の方面に缺點があるといふことは既に各位に於かれても十分御承知のこととは存じますが其の缺點の大きな部分は集計整理事務を地方分査に依て行つて來たことに存するのであります。近時各位の努力に依り改善の跡著しいものがあるのでありますが、遺憾乍ら地方分査である爲末だ十分満足な統計が出來てゐない。そして之は地方分査に於ける

(5)

本質的な缺陷でありまするが爲調査に携はる者が如何に努力しても地方分査である限りは除去し得られない、所謂勞多くして效少しの結果に終るのでありますて、之を完全にする爲にはどうしても地方分査を廢して中央集査を採用することが必要なのであります。斯様なわけで今回朝鮮人口動態調査規則が定められ從來の地方分査を中央集査に改めることに相成つたのであります。

中央集査となりましたが調査の種類は從來と同じく婚姻、離婚、出生、死亡及死産の五種目であります。調査方法の詳細については「朝鮮人口動態調査規則」及政務總監通牒「調査票及送致目録作成心得」を後刻係員をして説明致させますから此處には詳述を省きますが、唯一言申して置きたいことは婚姻、離婚、出生及死亡の調査は朝鮮戸籍令による届出に基いて之を爲すことになつてゐますが故に同令の適用なき内地人及外國人の調査はどうするかといふ點であります。

先づ内地人でありまするが之については戸籍法の適用がありまして、其の調査資料は死産を除いて全部内閣統計局に在るから之に關する調査は同局に依託する豫定であります。次に外國人に付ては其の件數少く重要性も乏しいので從來通りの調査方法を繼續する方針でありますが、此外國人の調査を如何にしたら圓滑に行へるかといふ點に付ては尙後程協議致したいと思ひます。

大體以上の様な趣旨方針でありまするが、然らば此人口動態調査は何故に之を行ふのであるか其の使命目的は何處にありや、此點に付て若干申し述べて見たいと思ひます。

先づ婚姻及離婚に付て申しますと、婚姻が個人として人生に於ける重大事であることは申す迄もありませんが、同時に之は國家社會にとりましても重要な意義を有するものであります。何故なれば人は婚姻の結果家庭を構成して別に世帯を構ふる様になるのでありまするが之等個人的生活の變化は必ず個人の集團たる社會全體に影響して来るものだからであります。婚姻數を年々調査してそこに減少の傾向があれば社會生活に對する經濟的、政治的若は社會的不安、障礙の增加しつゝあることの象徴となり、増加の傾向があれば之を以て社會生活がより幸福安寧となりつゝある象徴と見ることが出来るのであります。又一國一

社會に於ける婚姻數の増減若は早婚又は晩婚の傾向はやがて人口の増加にも影響を及ぼして來るものであります。従つて婚姻數を調べ年々其の状態を觀察して行くことは社會生活の變遷を説明する資料となり、將來の人口の研究資料ともなるのであります。離婚は婚姻生活の破綻を意味するものであります。但し離婚數を年々調査して増加する傾向がありますれば民衆の風習に變化の起りつゝあること若は社會生活に於ける災害不幸等の障礙の多くなつて行くことが想察されると共に、婚姻に対する民衆の觀念、婚姻成立の風習、婚姻後に於ける家庭構成の状況等結婚制度に對する批判も出來るのであります。之が婚姻及離婚を調査する目的であります。

次に出生及死亡であります。一國一社會の人口は絶えず死亡、出生及來往に因つて増減することは申す迄もありませんが世界を打つて一丸として考へますれば人口を増減せしむる原因是出生及死亡のみであります。統計的見地よりしますれば此の來往は第二の問題であつて、第一の問題は飽迄出生、死亡の研究であります。わけても出生は最も重要な意義を持つものでありまして出生を調査し、其の數は幾千ありや、出生率は大きいか小さいか、又既往に比して増加しつゝありや、減少しつゝありや又此等の變化は何を原因としてゐるのであらうか等を知ることは國民の發展力を知る上に於て極めて必要なことであります。次に死亡は人間生活に於て出生に亞ぐ重要な現象であります。出生率の增高は國家繁榮の象徴たり得るに對し、死亡率の大なるは大いに警戒を要する問題であります。死亡率の高いことは常に所謂夭壽を全うすることなく夭折する者の多いことを示してゐるものであります。それ故に死亡率は國家の文明度を示す指針とも申されて居り各國は争つて生命の延長、死亡率の遞減を圖つてゐます。然るに死亡率は衛生思想の發達、道徳の向上、社會の繁榮平和等に因つて遞減するものでありますから根本的に國民の保健を圖らんとするには必ず死亡の調査の結果に依つて其の状勢を知り而して後適當の施設を爲さねばなりません。尙出生と死亡とを結びつけて觀察するとき、茲に人口の自然的増加を決定することが出來、諸般の國策遂行上極めて必要な將來の人口豫測といふことが可能になつて來るのであります。之が出生及死亡の調査が重要な所であります。

最後に死産であります。死産は妊娠の失敗を意味し衛生的見地よりして甚だ遺憾なことは申す迄もありません。然るに死産は公衆衛生の發達、道徳の進歩に依り漸次減少すべきものでありますが、朝鮮の状態は如何、之を知ることが本調査の目的であります。

大體以上の様な次第であります。尙ほ之を一言にして申しますならば人口動態調査は一定期間に於ける國家社會の人口が如何なる原因によりて、又如何様の數量に於て變動し行くかを連續的に調査研究することによつて、一定時に於て社會を組織する人口の總數が幾千ありや又如何なる單位により如何様に組立てられてゐるかを觀察する人口靜態調査即ち國勢調査と相俟つて一國一社會の人口狀態を明らかにすることを其の使命目的としてゐるのであるといふことが出来るのであります。

凡そ人口現象に限らず、あらゆる社會現象は之を靜態と動態との兩方面から觀察しなければ其の本體を明らかにするに十分でないものであります。例へば米の問題を取り擧げて見ましても、昭和十二年末に米が朝鮮内に何百萬石あるといふ米の靜態的調査ばかりでは朝鮮に於ける米の狀態は十分に明らかにすることは出來ません。昭和十二年末に米がそれだけあるといふことは何を原因として生じたか即ち朝鮮内で米がどれだけ生産されどれだけ消費され、又何程輸移入され何程輸移出されてゐるかといふ需給狀態即ち動態的調査をも十分に行ひ、其の結果幾千の年末現在高があるのであるといふこと迄調査されて始めて米の狀態が十分に明らかになるのであります。又會社銀行等の營業狀態を示す簿記會計に於きましても貸借對照表とか資產表とかいふ靜態的方面と仕譯帳とか賣上、買入帳とかいふ動態的方面と兩方面から記帳して行くことが其の營業狀態を明らかにする爲必要となされるのであります。

之等と同様に人口狀態も國勢調査といふ靜態的方面からのみの觀察を以てしては十分に明らかにされ得るものではなく、同時に動態調査をも施行して、此の靜態と動態と兩方面から觀察して始めて十分に明らかになるのであります。此が既に數回に亘つて國勢調査が施行され人口の靜態的方面の觀察には遺憾なき今日、更に人口動態調査をも完全にして行かうとする所以であります。

申す迄もなく人口は國家社會の經濟上に於ても其の最大要素を爲してゐるものであります。如何に文化進み國

富の大なる國家と雖もその抱擁する人口の増加力微弱なるか、又は其の減少を示すに於ては永く國力を維持して發展することの困難なことは古來多くの歴史の證明してゐる所であります。然し乍ら他面、國民生活の安定するが爲には相當の土地資源を必要とすることは申す迄もありません。然るに今日の國際情勢を省みれば人口多く土地資源の貧弱なる國家と人口に比して過大なる土地資源を有する國家即ち持つ國家と持たざる國家との對立抗争甚しく前者は現状維持に汲々として居るに拘らず後者は現状を打破し正當なる配分を要求して已まない状況であります。

翻つて我國の狀態を觀ますに、明治以來國運の大發展と共に人口の増加も著しく今や我國は世界に於ける最も人口稠密なる國家となり而も尙其の増加率も世界有數の地位にあります。然るに國民の給養に必要な天然資源は其の列強に比して相當に遜色あるのみならず其の増加も遠かに期待し難きもの大部分を占むる實情でありまして所謂持たざる國家の代表的存在になつてゐるのであります。朝鮮と雖も帝國の一環として人口過剩に悩みつゝあり朝鮮人労働者の内地渡航多數に上り内地に於ける失業を一層深刻ならしむる情勢あり一方又過剩人口を北鮮及滿洲國へ移さんとする政策が朝鮮に於ける重要問題となりつゝあるのであります。

内鮮を通じて人口多く而も年々の増加も極めて著しいといふ此の事實は苟も我國の政治經濟に意を留むる者の無關心に看過し得ざる所であります。斯の如く稠密なる又激増する人口を擁する國民が狹小なる國土に住みつゝその生活程度を維持向上して行くことが果して可能なりや、問題の解決は如何にして之を爲すべきかと云ふことは實に我國現下に於けるあらゆる國策の基礎問題をなしてゐるのであります。

由來過剩人口の對策として學者の唱へてゐる所に三つの方策があります。移民、產兒制限及工業立國が之であります。さて然らば此等の三つの對策の何れかによつて我國の人口問題は解決され得るであらうか。先づ移民でありますが之は適當な土地さへあれば頗る簡単な解決策であります。御承知の様に北米に、南米に、濠洲に到る所移民排斥若は制限がありまして移民を爲さんとして爲し得ないのが現状であります。唯友邦滿洲國は我が移民を歡迎し我當局も滿洲移

民を重要な國策として取上げてゐるのでありますけれども我内地朝鮮を含して年々百數十萬に上る增加人口を之のみによつて全部解決することは到底不可能なりと考へざるを得ないのであります。

次に人口が増加して困るのなら産まぬ様にしたらいではないかといふのが産兒制限であります。誠に簡単明瞭な話であります、此産兒制限が極めて消極的な方法で、國家が之を其の國策として採用することの出來ないのは言を俟たざる所であります。殊に一時的な人口増加の停止を圖ることが出来るならばまだしも、一度斯様な方法を探りまして人口増加が止つた場合には將來殆んど永久的に人口を減少せしめて國家の衰亡を來すといふことは學者の均しく指摘する所であります。此のこと考へると産兒制限策を採ることは絶對出來得ないのであります。

其處で第三にとり上げられるのが工業立國であります。工業に於ては農業其の他の原始的産業に於ける様に廣い土地を必要としないから、此工業で國を立てゝ行けば土地が狭くても困ることはないといふのが其の主張する所であります。誠に其の通りまして人口が多くなれば工業も盛んになるし工業が盛んになれば人口も亦殖えて行つたのが今日迄諸國の歴史の示す所であります。然しながら工業立國の建前をとりますれば勢ひ食糧原料の供給と製品の販路を外國に求めねばならない、即ち有無相通する自由通商が行はれなければならないのであります。所が現下の國際關係を觀まするに、政治的不安經濟的不況其の他色々な理由から各國とも自給自足の殻に立て籠り各其の勢力範圍内だけで所謂プロック經濟政策をとり、プロック外の他との通商には關稅の障壁を高くするのみならず爲替管理、輸入割當制等あらゆる手段に訴へて之を極力排斥せんとし、自由通商は思ひもよらぬ所であります。工業立國の甚だ困難なことを物語つてゐるのであります。

斯様にして見ますれば過剩人口の解決策として學者の考へてゐる所は現下の國際情勢に於ては甚だ實效の少いものと考へなければならぬのであります。然し乍ら解決が困難であるからといつて何等の對策を講ぜずに國民の給養に障礙あらしめてはならないのであります。如何なる手段に訴へても之が打開の途を講じなければならないのであります。

そこで我國に於ては友邦滿洲國と結び所謂日滿プロックを形成すると共に隣邦支那に對しても協調の手を差し延べて、東亞

を打つて一丸とし有無相通じ相携へて行くことを國策と致してゐるのであります。これさへ完全に行けば我國は云ふに及ばず満洲國も支那も皆んなよくなつて東亞の平安興隆は期して待つべきものがあるのです。然るに支那政府に於ては此見易き道理を辨へず、東洋民族の勃興を恐れる歐米資本に躍らされ、ソヴイエツト共産主義の魔手に操られて徒らに抗日侮日をこととしてゐるのは誠に遺憾に堪えない所であります。只今我國は支那事變の爲朝野をを擧げて緊張してゐますが、此度の事變は東亞の盟主たる我國が頑迷固陋なる支那を懲戒する涙の笞に外なりません。我々は支那が前非を悔い、我日本と共に東洋民族の發展の爲大いに反省する日の一日も早からんことを期待するものであります。斯様に觀じ来りますと重大なる現下の時局の根底に我國の人口問題が横つてゐることを見遁すわけには参らないのであります。人口問題こそあらゆる政治國策の根本基調を爲すものであり苟も政策國策を論する以上人口問題の研究を閑却することは出來ないのであります。

人口問題を研究する爲には先づ以て人口狀態を明かにせねばなりません。然るに人口統計が人口狀態を明かにする手段は他にないのです。

人口問題を研究するに當つて人口統計が極めて重要な所以は茲にあるのであります。

如斯人口統計の使命目的たるや頗る重大なのであります。固より其の使命を達成する爲に統計が正確でなければなりません。正確でない統計を基礎とする研究ならばそれは砂上の樓閣の如きはかなき存在でしかないのであります。此意味に於て愈明昭和十三年より我朝鮮の人口動態調査が完全になり、國勢調査と相俟つて人口統計を完備し人口問題の研究に遺憾なきを期し得る運びになりましたことは誠に慶びに堪えない所であります。

もとより此の調査が完全に遂行されるか否かは單位調査の衝に當る地方職員の雙肩に懸ることが最も大きいことは申す迄もありません。過去三回に亘り施行せられた國勢調査に於きましては、各位の獻身的努力に依つて、豫定の效果を擧げることが出來ましたが、どうか本調査に就きましても直接第一線の人々を指導監督せられる各位に於かれましては本調査の重要な所以を十分に認識せられ、國勢調査同様十分の努力研究を致され、萬遺憾なきを期せられる様お願ひ致す次第であります。

義講上誌

統計の話(七)

京城帝國大學教授

大内武次

記録統計と實查統計の官廳統計上に於ける地位

前回に於きましては、記録統計のことを申し上げ、それは統計成立の魁を爲したものであると云ふことに付て、佛蘭西の十八世紀の財政統計並に貿易統計を例に引いて述べたのであります。もとよりその例に引いた統計は、いづれも不完全のものでありますて、それが眞に統計として成り立つことになつたのは、十九世紀に這入つて近代的行政制度が完備された後のことでありますから、それは單に統計の先驅たるに過ぎないものではあります、然し官廳に記錄を止めると云ふことが次第に行はれることになりますと、その中で數量に關係あるものは統計として成立するのでありますから、官廳統計の全體に付てこれを見渡して見ますならば、他のどの種類の統計よりも、この種類の統計は、早くから存在し得た譯でありますて、それは統計成立の魁と見ることが出来るのであります。それで英吉利の例に付いて見ましても、關稅記錄に關する制度は一六九六年に定まつて居るのでありますて、これはかの有名なウイリアム、ピットが最初その必要を主張し、しかしその生前には實現を見なかつたのでありましたが、彼の死後には直ちに實施された所のものであります。即ちこゝに關稅に關する記録統計の先驅が成立して居た譯であります。又財政に關しましても、國家の收支を一覽させるために出來た所の記録、即ちローヤル・カレンダードは一七三〇年に現はれて

居るのであります。これによつて財政の記録統計の先駆も亦成立して居た譯であります。

このやうに記録統計は、官廳に於ける記録制度が整ふにつれて、そこに自ら成立するのであります。従つてそのやうな統計は行政制度が整備して參りますと、その副産物として自らそこに生じて參ります。従つて記録統計が成立しますに付ては、統計それ自體のことが問題となつて、そこで統計が出來上ると云つた譯のものはなかつたのであります。關稅の統計が必要である、財政の統計が必要であると云ふ前に、關稅制度なり財政制度なりが問題となつて、その制度の完備と云ふことに人々の注意が向けられる、そしてそれが完備せらるゝことになつて、そこで自ら正確な關稅統計、財政統計が出來上つて來たのでありますから、一般に記録統計と云ふものに付ては、統計それ自體に人々の注意は向けられないで、その記録統計の依つて以て生じて來る所の、基本である官廳活動の規定と云ふ事が問題の中心をなして居たのであります。即ち統計の發達の上から見ますと、記録統計は統計成立の魁をなして居るのではありますか、然しそれは統計自體が問題となつて成立したものではなく、それに先行する官廳活動の制規と云ふことが成就せられてその結果の產物として副次的に出來上つた所のものであります。

然るにそうでなくして、最初から統計それ自體が問題となつて成立した所のものは、實査統計であります。實査統計は特別の統計的調査があつて、そして始めて出來上る所の統計でありますから、即ちこの場合、統計が必要である、統計が無ければいけないと云ふ事が問題となつて、それでは統計調査をしやうと云ふことになり、そこで統計が出來上ると云ふ筋道をとるのであります。始めから終りまで統計自體が問題となつて成立した所の統計なのであります。それでありますから、官廳に於て特殊の統計行政なるものが生じたとすれば、それは實査統計に關したものでありますことは云ふ迄もないことであります。又統計を問題にして、その統計を専間に取扱ふ獨立の官廳が出來たとすれば、それは實査統計に關すること、これ亦云ふ迄もないことであります。即ち實査統計は官廳の統計行政の上に於ては、記録統計よりも遙か重要な地位を占めて居るのであります。従つて各國に於て今日、統計のために特別に設立せられて居ります所の官廳では、主として實査統計のことのみ

を管掌して居るのでありますては、別々の官廳が個々に各自の管掌する事項のこととにのみ關係して居ると云ふのが一般であります。その結果實査統計は官廳統計として比較的統一した見地から取扱はれて居りますが、記録統計に付ては、どちらかと云へば統計としては等閑視されて居ると云ふ嫌かないでもないのであります。又過去に於ける官廳統計の研究も、實査統計の方は研究の仕甲斐のあるものだけに、種々の方面から綿密に考察されて居りますが、記録統計になると、全般的統一的立場から研究されて居ないのであります。統計に關心を持つ人は此點にもつと注意を喚起して良いことではないかと思ふのであります。

實査統計の難産

記録統計のことについて、後に又再び述べる機会があることゝ思ひますから、詳しいことはその節に譲りまして、こゝでは前回に記録統計の先驅を述べました關係上、實査統計の先驅のことを述べて見やうと思ひます。只今も申しました通り、人々が特に統計として問題とするに至りましたのは、實査統計に關してでありますから、統計の歴史の中でこれは最も古い淵源を持つて居るのであります。然じ乍ら本講話の冒頭にも述べたことではありますが、ある統計が眞に統計として成立し得るためには、調査方法の備はつた所のものでなければならぬのでありますて、この意味からしますれば、實査統計が實際に統計として成立し得たのは餘程後のことになるのであります。何故であるかと申しますと、それは記録統計と異りまして、官廳がその外部にあります所の事象を、特別の調査をして統計を作り上げなければならぬのでありますから、その調査方法を確立して眞の意味の統計が出來上る迄には、幾多の失敗と長年月の経験を必要としたものだからであります。即ち實査統計は記録統計の場合に於けるやうに、官廳組織の整備と云ふ丈のことで、眞の意味の統計が成立する譯には行かなかつたのであります。それとは別に統計調査を行ふと云ふことに付ての國家活動、即ち統計行政と云ふものを新たに成立させて行かなければならなかつたのであります。この點で實査統計の統計としての成立は、可成り難産のものであつたのであります。

實査統計の對象となつた最初の事象は、御通知の通り人口に付てぢあります。人口調査の中で古代、中世に行はれましたものは、今日の統計調査とは全く似てもつかないものでありますから、茲に述べる必要はありません。實査統計の先驅を求めるが爲めには、統計調査として意味のあつた人口調査の行はれた時期に追溯れば充分なのであります。これを近代的意義に於ける人口調査と申しますならば、それが最も早く行はれた國は瑞典であります。瑞典につきましては、既に詳しく述べたことがありますから、そこを御覽戴くことゝいたしましてここで繰り返して、申しませんが、それは一七四九年から行はれて居りまして、特に一七七五年から五年毎に繰り返し行はれたものになりますと、眞の意味に於ての近代的センサスの實を備へて居たのであります。たゞ遺憾なことに瑞典は、統計發達の上から見ますと、旁系に屬して居た關係上、人々はその事實を多く看過して居りますが、實はこの國は實査統計の完備を最も早く成し遂げた所の國なのであります。

統計發達の主流を成した國、例へば佛蘭西に付いて見ますと、曩に統計發生の典型的實例を述べました際に申したことであります。一國の全部に亘つた人口調査としましては、十七世紀末葉のルイ十四世治下に於きまして、コルベール竝にボービリエの行つた所のものがありますが、それは未だ近代的センサスを去ること遠い所のものであります。獨逸地方に於きましては、普魯西王國で十八世紀の中葉にブリードリッヒ大王の行つた所のものがありますが、これ亦同様であります。英吉利に於ても同じことであります。それで歐羅巴に於きまして近代的意義に於けるセンサスの行はれるに至りましたのは、瑞典を除きまして、その他の國ではいづれも十九世紀に這入てからの事であつたのであります。

センサスに對する懷疑

十九世紀以前に於きましては、歐羅巴で統計發達の主流をなした國々の人口調査は、大體に於て成功を收めることは出來ませんでした。その人口調査の結果はいづれも不正確のものであると云ふことが認められたのであります。從

つて當時人口調査に關しましては、悲觀論が行はれることになつたのであります。全國を通じて直接に人口を計査しやうと云ふやうな大規模な調査事業は、結局成功するものではない、その様なことは抑々不可能なことである、と云ふやうな意見が眞面目に統計のことを考へて居る先覺者の間に懐かるゝに至つたのであります。それで佛蘭西の政治家ネッケルの如きも、この人は大革命直前に於て統計局設立の必要を熱心に主張し、その結果後に佛蘭西で統計局が現されたものであることは、既に申したことですが、このやうな統計の先覺者であつても、人口の直接調査を行ふと云ふやうなことは、佛蘭西のやうな大國では、不可能のことであると云つて居るのであります。統計の先覺者であつたネッケルの如き大政治家が、既にそのやうな意見だつたのでありますから、當時一般識者の人口調査に對する考が、懷疑的のものであつたと云ふことに付ては、疑ふことの出來ない事實であります。それで佛蘭西では、十七世紀末のコルベール竝にボービリエの全國的的人口調査の企のあつた以後に於ては、即ち十八世紀を通じまして、全國的的人口調査と云ふものは、一回も企てられなかつたのであります。このことは英吉利に於ても亦同様であります。英吉利にあつては、十八世紀に於きまして、人口調査と云ふものが問題になつたのでありますが、アーサー・ヤングと云ふやうな學者は、その必要を力説して居たのであります、それにも不拘その事は一般識者には認められなかつたのであります。それで一七五三年には既に議會で問題になり、人口調査を行ふべきや否やが討議せられたのであります、不幸にもそれは否決せられて終つたのであります。英吉利にありましても、このやうな人口調査に對するこの悲觀的懷疑的態度は、十八世紀を通じて改められなかつたのであります。

このやうにいたしまして、十八世紀を通じまして、全國的の人口の直接計査は、遂に行はれなかつたのであります。即ち實査統計の筆頭にも位すべき、この人口の靜態統計は、遂に出現し得なかつたことなのであります。このことは只今も申しました通り、當時の識者が人口調査に對して悲觀的懷疑的見解を持つて居たことがその重要な原因をなして居るのであります。然しそのやうな見解を懷かせるに至りましたことは、それ迄の人口調査の企が不成功であつたことに基因するのであります、そこで更にその調査の不成功であつた原因に溯つて考へて見ますと、それは以前に

於て屢々繰り返し述べて參りました通り、國家の政治組織が舊制度の下にあつたと云ふことに、歸せらるべきことであります。要するに近代的政治組織の出現する迄は、統計の成立に付て種々の點で障害があつたのであります、それで全國的の調査は行はれませんでしたが、然し地方的小區域に關する人口調査、例へば地方長官が自己の管下の收稅區に付て、人民を數へ上げたと云ふやうなことはあるのであります。けれどもこれも政府の命令でそれが行はれたのは甚だ稀であります、特に記すべき顯著な例としては、人口を研究したいと云ふ學者が、自分で實地調査を行つた所のものを擧げなければなりません。その一人は佛蘭西の僧院長であつた、ジュアン・ジョセフ・エクスピリであります、この人は十八世紀の後半に地理辭典の刊行を企てまして、それに佛蘭西の各地方の人口數と世帯數を載せるため、自ら數地方に亘つてその調査を行つたのであります。又もう一人は英吉利の例であります、スコットランドのアレクサンダー・ウェブスター僧正は、同地方に居住して居りました他の多くの牧師達と連絡をとりまして、一七五五年にその人口を計査して居るのであります。即ちこのやうな地方的の人口調査でも亦、當時の政治形態の下にありますと申しますことを裏書するものであります、それで人口調査に付きましても、矢張り眞にそれが近代的センサスとして成り立ちます爲めには、國家の政治形態の近代化を待たなければならなかつたのであります。

以上の如く實査統計の成立は、十八世紀に於ては見ることが出来ませんでした。然し當時識者の側にあつては、人口を研究しやうと云ふ所の科學的精神が盛だつたのでありますから、何とかして全國の人口の状態を知りたいと人々は苦慮したのであります。けれども只今も申しました通り、人々は當時全國的の人口調査には、絶望して居たのでありますから、それを知る爲には地方の人口に關する斷片的資料を集め、それによつて推定する他に方法はないと言ふことになつたのであります。そこで學者はそのやうな資料から、如何にしたら眞實の人口を推定することが出來るかと云ふ、その方法を研究することになりました。それで當時のそのやうな研究は、澤山あるのであります、

それは政治算術學と云ふ學問の一部を爲したのであります。この學問は十七世紀頃から發達して來たものでありますて、今日の統計學の淵源の一を爲して居ります。このやうな譯でありますから、十八世紀にありましては、人口は調査せられたのではなく推定せられたのであります。それが統計による實査として調査せらるゝに至りましたのは十九世紀に這入つてからのことであります。

北米合衆國のセンサス

以上では歐羅巴のことのみを述べて參りましたが、ここで人口調査に付て、見逃すことの出來ないのは、北米合衆國のセンサスのことであります。それは既に十八世紀に於て、即ち一七九〇年に第一回のセンサスを行つて居るのであります。これが行はれることになりましたのは、歐羅巴とは全く違つた特殊の事情があつたのでありますて、これに付ては少しく説明を申上げなければなりません。その特殊事情と申しますのは、この國の政治組織としまして、民主的の代議政體を持つたと云ふことに關聯して居るのであります。

北米合衆國は本國から獨立しましてから、やがて憲法を制定しまして、議會政治による所の政體を作り上げたのであります。そこで直ちに問題となりましたのは、各州から選出すべき議員數を何名にしたら良いかと云ふことでありました。然るにその憲法が成立します以前に即ちその獨立した直後に、各州の間には同盟規約が結ばれたのであります。それには議會は一院としそれに對する各州の權利は平等である。即ち各州は各々一票を持つと云ふことになつて居たのであります。所が愈々憲法を制定すると云ふ際になつて、この點で大きな州と小さな州との間に論争を生ずることになつたのであります。即ち憲法制定の會議に於きましたて、小さな州は各州の議員數の平等を主張いたしましたし、又大きを州は各州の人口と富に比例して議員數を配當すべきことを要求したのであります。然るにこの論争に於て雙方の意見は、遂に合致を見ることが出來なかつたのであります。そこである妥協案が提示されざるを得ないことになりました。その結果議會の一院であることを改めて、二院制を採用することとして、その一方を上院と定めて、それに對しては小さな州の主張を容れて各州の議員數の平等を認めました。又他方の下院に付きましては、大き

な州の要求に従ひまして、人口並に富に比例して議員數を配當すべきことが定められたのであります。このやうにして北米合衆國の議會制度は決定されたのであります。そこで下院に付ては各州の議員數の割り當を定めなければならぬことになりまして、そのため人口調査を必要とするに至りました。北米合衆國第一回のセンサスは即ちこゝに由來するのであります。然るに各州の人口並に富の状態は、常に一定して居るものではありませんから、その變化に適應して議員數も亦更正しなければなりません。そこでその更正は十年毎に行ふことにして、従つてセンサスも亦十年毎に行ふと云ふことになつたのであります。而も亦北米大陸には黒奴が相當住んで居るのでありますから、それはどうするかと云ふことも問題になりました。それで議員數選出の基準たるべき人口數は、黒奴の總數の五分の三を、白人の人口總數に加へたもの以てすると云ふことになつて居るのであります。

以上は一七九〇年に第一回のセンサスの行はれました由來であります。學者によりましては、北米合衆國のセンサスは、この新興獨立國に於て統計なるものを重要視して、人口統計を求めることが切實なものがあつたから、行はれたものであると云ふ風に説明する者もあります。けれどもそれはそうではありません。只今申しました通り、政治上の必要から止むを得ず爲された所の調査であります。決して統計それ自體のために行はれた所の調査ではないのであります。この點から見ますと、以前に述べた瑞典で一七七五年から行はれることになりました、五年目毎のセンサスの方が、そう云ふ統計的見地に於ては、遙かに優れて居たものであると申さなければなりません。又人々は瑞典のセンサスの方は問題にしないで、合衆國のこのセンサスの方を取り上げて、これが世界に於て最初に行はれた近代的意義の人口調査であると云ふのであります。これも亦間違であります。只瑞典のセンサスは統計發達の旁系に於ける一つの事實であるに止つたのに反しまして、北米合衆國のそれは歐羅巴の統計發達の主流であつた國に大なる影響を及ぼしまして、十九世紀に歐羅巴に於て、センサスの實施せられる機運を促進する所の、有力な力となつたものであることは、否定することの出來ない事實であります。即ち北米合衆國でセンサスが行はれたと云ふことが歐羅巴に傳はりまして、それで從來の人口調査に對する悲觀的懷疑的態度を一掃せしめることになつたのであります。このことは亞米利加のセンサスが、統計の發達の上に及ぼしました所の偉大なる功績であります。(續)

朝鮮人口動態調査規則解説

朝鮮總督官房 國 勢 調 査 課

朝鮮の人口動態調査は從來地方分査の方法で調査してゐましたが、

本令により中央集査の方法で調査することに改正せられたのであります。申す迄もなく凡ての統計調査事務は統計材料の蒐集といふ方面と其の材料の整理集計といふ方面との二つの過程から成り立つて居るのであります。此の二つの過程を全部同一の地方廳で行ふ調査方法が、地方分査であり、之に對して材料の蒐集は地方廳で行ふが、地方廳では其の材料に何等手を加へず其の材料の儘中央に提出し其の整理集計は中央に於て行ふ調査方法が中央集査であります。

第一條

本條は總括的な規定であります。

即ち朝鮮に於ける人口の動態を調査する爲必要なる資料は本令の定むる所に依つて徵集するといふのであります。地方廳は本令の定むる所に依り調査資料を蒐集して之を提出しなければならぬのであります。申す迄もなく凡ての統計調査事務は統計材料の蒐集といふ方面と其の材料の整理集計といふ方面との二つの過程から成り立つて居るのであります。

第二條

本條は調査資料の種類、其の様式及其の作成義務者を定めてゐるの

第二條乃至第九條は材料の蒐集方法を

第十條乃至第十八條は材料の提出方法を規定し
第十九條乃至第二十一條は其の他必要な注意事項を定めてゐるものであります。

第一條は其の總括的な規定であるのであります。
以上の様な次第であります。先づ此等の事柄を念頭に置いて戴いて以下各條に就て説明致したいと思ふのであります。

であります。

即ち種類は婚姻、離婚、出生、死亡及死産の五種で、様式は婚姻票離婚票、出生票、死亡票及死産票といふ五種の調査票を用ゐるのであり、之を作成すべき者即ち作成義務者は府尹又は邑面長なのであります。

尙棄児は出生と同様に、失踪及死亡確認は死亡と同様に夫々出生票及死亡票を用ひて調査するのであります。

第三條

調査資料は府尹邑面長が之を作成提出すべきことは前條により定められてゐる所であるが然らば各府尹邑面長は如何なる範圍に亘るものを作成すればよろしいか、本條は其の範圍を定めてゐるのであります。

本令第九條によりますと、府尹邑面長は朝鮮戸籍令又は墓地、火葬

場、埋葬及火葬取締規則に依る届書に基いて調査票を作成することになつてゐるのであります。凡そ戸籍上の届出は届出事件の本人の本籍地又は所在地でなことが出来、尙出生及死亡の届出は其の発生地でも之を爲すことが出来るのでありますから、従つて各府尹邑面長は其の府邑面内に本籍を有するもの、其の府邑面内に本籍はないが現に其の府邑面内に居住するもの、其の府邑面に本籍もなく又居住もしてゐないが其の府邑面に於て發生した出生、死亡に關する届出を受理するのであります。但し全部の場合に調査票を作成せねばならぬのであるが、又墓地規則による届出があつた場合は凡て調査票を作成せねばな

らぬのであるか、或は其の中の一部のものについてのみ作成すればよろしいのかが問題になるのであります。本條は其の範圍を定めてゐるのであります。

即ち府尹邑面長は其の受理した届出の中で、其の府邑面に「本籍アル者」及他のものでは「本籍ナキ者及本籍分明ナラザル者」に関するものについてのみ調査票を作ればよろしいのであります。「本籍アル者」に關しては自己が直接受理した場合と他の府尹邑面長が受理して之を送付して來たとき受理した場合と何れの場合にも調査票の作成を要すること勿論であります。但し死産票は死産に關する埋火葬認許證を附與した凡てのものについて之を作成せねばならぬのであります。

第四條

前二條によりますと調査資料は調査票を用ひて作成することになりますが、此等の用紙の調製購入等其の取扱を如何にするかといふことは資料蒐集に少なからざる關係がありますので本條以下第八條迄は其の取扱方を規定してゐるのであります。先づ本條は此等の調査票用紙を地方廳で購入せしむることに致しますと其の負擔を加重することになりますし、又數量の關係上單價も高くなつて經濟的に觀て不都合だし、更に又事務能率上之が寸法紙質等を嚴格に統一する必要があるのに之が困難であるししますので、調査票用紙は送致目錄用紙と共に本府より支給することとし、成る可く地方の負擔を軽くし、大量購

入によつて單價を安くし尙同一規格標準のものを得られる様に致してゐるのであります。

送致目録といふのは所謂送狀のことでありまして、發送せられたる調査票は途中紛失せず全部到達したか否かを確める爲に必要なものであります。

第五條

本條は道に於ける用紙の取扱方を定めてゐるのであります。

第六條

本條は郡島に於ける用紙の取扱方を定めてゐるのであります。

尙本條及前條により保留すべき調査票は配布を受けた總數の約一割として戴きたいのであります。

第七條

用紙は凡て見積り配布するものでありますから、實際の動態件數の多少により過不足を生ずる虞れがありますので本條は其の不足する場合に於ける手續を定めてゐるのであります。

道知事郡守島司が請求を受けた場合は前二條により保留した分から配布するのであります。

第八條

本條は用紙が餘った場合の手續を定めたものであります、尙本條

第九條

本條は府尹邑面長が調査票を作成すべき場合に於ける其の作成方法を規定してゐるのであります。

即ち一事件毎に一枚の調査票用紙を用ひて戸籍令又は墓地火葬場埋葬及火葬取締規則に依る届書其の他の關係書類に基き必要事項を記入するのでありますが尙必要事項の具體的な記入方法は別に政務總監通牒人口動態調査票及送致目録作成心得に詳細に定められてゐますから其を參照せられたいのであります。

以上に依つて人口動態資料の作成方法即ち統計材料の蒐集事務は明かにされたのであります。

次に第十條以下第十八條迄に依つて如何にして之を中心と提出すべきかを定めてゐるのであります。即ち第十條及第十一條は府尹邑面長の、第十二條乃至第十四條は郡守島司の、第十五條乃至第十八條は道知事の爲すべき手續を定めてあるのであります。

第十條

の報告は將來の配布數見積上必要なであります。

郡島に於て報告すべきものは豫備の爲保留した分の殘部と管内邑面殘部の合計であり、道に於て報告すべきものは道に保留したものと残部と管内府郡島に於ける殘部との合計であります。

使用殘の用紙は上級廳に返戻すゝものでもなく、又廢棄すべきものでもなく、其の儘翌年に繰越使用するのであります。

本條は次條と共に府尹邑面長が調査票を作成したならば如何なる手續により之を提出すべきかを規定してゐるのあります。

先づ本條の規定してゐる内容は第一に記入事項の検査第二に調査票の整へ方、第三に送致目録の作成方法を規定してゐるのであります。

第一 記入事項の検査

府尹邑面長が誤謬のある不完全な調査票を提出すべきでないことは申すまでもありません。少くとも自分自身では完全無缺のものであるといふ自信のあるものでなければならぬのでありますとして、其の爲には其の作成した調査票を検査して、誤謬があれば之を訂正する必要があるのであります。検査の致し方は人口動態調査提要五十頁以下所載の調査票検査要領を觀て戴きたいのであります。

第二 調査票の整へ方

右によりまして調査票に誤謬がないといふ自信がつきましたならば之を提出する爲整へて括る必要があるのであります。其の整へ方は婚姻票、離婚票、出生票及死亡票の各票は各種類番號順に、死産票は埋火葬認許證番號順に揃へて其の枚數を検査し——検査は番號と對照して一致してゐるかどうかを見るのであります——帶紙を以て婚姻票、離婚票、出生票、死亡票及死産票の各別に各一括とするのでありますとして、つまり五つの括が出来るのであります。尙本籍ナキ者及本籍分明ナラザル者の婚姻票、離婚票、出生票及死亡票は「本籍アル者」の分と區別し記入順に重ねてありますとして、つまり前の五つの括と、此の一括を加へて六つの括が其の枚數を検査し、其の各種を取纏めて帶紙を以て一括とするのであります。

出來るわけであります。

第三 府邑面送致目録の作成方

以上の手續を了りましたならば府邑面送致目録を作成するのであります。其の作成方法は府邑面送致目録用紙を用ゐ

枚

數

各種毎に相當欄に記入する

番

號

各種毎に相當欄に種類番號、埋火葬認許證番號を記入する。尙調査票の番號は通し番號である

から同號又は欠號はない筈であるが、若し何等かの理由で之があつた場合には其の番號及理由を備考欄に記入する

所 屬 年 月

府邑面送致目録と印刷してある下の括弧内に記入する

廳、事務所名

左側の枠内に記入する

捺 印

廳事務所名の下に官印を捺す

此等の手續を了りましたならば前に六つの括となつてゐた調査票を婚姻、離婚、出生、死亡、本籍ナキモノ等、及死産の順序に一括にするのであります。尙本條所定の手續は一月分の調査票を作成する度に毎月之を爲さねばならぬのであります。之は調査票の提出は毎月之をなさねばならぬからであります。

第十一條

本條は前條の手續を了りたる後に於ける府尹邑面長のなすべき手續

を定めてゐるのであります。

即ち前條に依つて送致目録も出來たので、それに進達の年月日を記入して、前に一括にしてある調査票に添附し、道知事の定めたる期限迄に、邑面長は郡守島司に、府尹は道知事に提出するのであります。右の提出期限を道知事の定むる所にしましたのは、交通の便不便、距離の遠近其の他地方事情に即した期限を定むることを適當とするによるであります。

又府尹邑面長は提出すべき調査票のない場合は送致目録の枚數欄へ斜線を劃し之に進達の年月日を記入して所定の期限迄に此の送致目録のみを提出せねばならぬのであります。之は果して調査票がないのか、或は期限を遅れてゐるのではないかどうか不明でありますから、ないのならないと云ふことをはつきりさせる爲に必要なのであります。

第十二條

本條は次の二條と共に郡守島司の爲すべき手續を定めたものでありますて、先づ本條は郡守島司が邑面長より調査票の送付を受けたる場合之を検査せねばならぬ其の検査事項を規定してゐるのであります。

検査事項の第一は所謂完備検査でありまして、即ち枚數及番號の検査であります。邑面送致目録に記入してある枚數と送付して來た調査票の枚數とは一致して居るか、又枚數と番號との關係に不合理なことはないかどうかの検査であります。第二は所謂内容検査でありまして、唯

一の検査では調査票の内容には觸れてゐませんから中には白紙の儘のものもあるかも知れません又誤つて記入されたものもありませう、それでありますから完備検査をしてから後に今度は一枚々々に付内容を検査して記入洩やら不正確な記入やらを検査するのであります。尙検査は念入りにしなければならないことは申す迄もありませんが、検査上如何なる點に特に注意を要するかは人口動態調査提要五十頁以下所載の調査票検査要領を参考とせられたいのであります。

さて斯様にして検査した結果誤謬がありましたならば之を訂正しなければならぬのであります、がそれは判り切つた事項でも源に遡つて訂正しなければならぬのであります。これは統計上に於ける訂正の原則でありますて、即ち郡島に於て便宜訂正する様なことは致してならぬのであります。必ず邑面長に通知して訂正させねばならぬのであります。

第十三條

本條は郡島に於ける調査票の整へ方及郡島送致目録の作成方にについて規定してゐるのであります。

即ち郡守島司は前條の手續を了りたる後其の手續を爲す爲に一旦はぐした調査票を再び邑面から提出せられた時の括方に戻すのでありますて、即ち一邑面毎に帶紙を以て調査票を各種別に一括し更に之を總括して邑面括となすのであります。此の場合調査票の邑面括數は提出のない邑面のない限り管内邑面數と同じ數だけある譯であります。唯

邑面送致目録は之を調査票括と區別して別に一括とするのであります。

此等の手續を了つたならば邑面送致目録により郡島送致目録を作成するのでありますが、其の作成方法の詳細は人口動態調査票及送致目録作成心得を參照せられたいのであります。

第十四條

本條は送致目録作成後に於て郡守島司の爲すべき手續を定めてゐるのであります。

即ち郡島送致目録に進達の年月日を記入し、前に一括とした邑面送致目録括に重ね調査票と共に道知事の定めたる期限迄に道知事に提出せねばならぬのであります。

以上によつて郡守島司のなすべき手續は了つたわけであります。

第十五條

本條は道知事が調査票並に郡島及府送致目録の検査をして訂正すべきは訂正したる後に於て爲すべき手續を定めてゐるのであります。

即ち調査票の邑面括を一郡島毎に一纏に一括して各郡島括となし、郡島及府邑面送致目録は別に一括とするのであります。そこで此の場合の括數は、調査票の府括が府の數だけ、郡島括が郡島の數だけ、及送致目録括が一括で都合管内府郡島の數より一括だけ多いことになるのであります。

この手續を終つたならば郡島及府送致目録に依つて道送致目録を作成せねばならぬのであります。其の作成方法の詳細は前掲「心得」を參照せられたいのであります。

第十六條

本條は道知事が郡守島司より調査票の送付を受けた場合に於ける檢査事項及訂正の方法を定めたものであります、検査事項の第一は邑面數で郡島送致目録に記載しある邑面數は實際の邑面數と相違なきやを検査するのであります、第二は調査票の邑面括數で、郡島送致目録に

記載しある括數と相違なきや、邑面數と對照して不合理なきやを検査するのであります。第三は邑面送致目録枚數で、其の枚數は郡島送致目録に記載しある所と相違なきや、又調査票の邑面括數及邑面數と比較對照して不合理なきやを検査するのであります。

以上の事項を検査して誤りがあれば直ちに之を訂正しなければならぬのでありますが、其の訂正是郡守島司に通知して郡守島司をして訂正せしめねばならぬのであります。道知事に於て便宜訂正するが如きことをしてはならぬことは郡守島司の場合と同様であります。

第十七條

本條は道知事が調査票並に郡島及府送致目録の検査をして訂正すべきは訂正したる後に於て爲すべき手續を定めてゐるのであります。

即ち調査票の邑面括を一郡島毎に一纏に一括して各郡島括となし、郡島及府邑面送致目録は別に一括とするのであります。そこで此の場合の括數は、調査票の府括が府の數だけ、郡島括が郡島の數だけ、及送致目録括が一括で都合管内府郡島の數より一括だけ多いことになるのであります。

この手續を終つたならば郡島及府送致目録に依つて道送致目録を作成せねばならぬのであります。其の作成方法の詳細は前掲「心得」を參照せられたいのであります。

第十八條

本條は道知事が調査票及送致目録を提出する其の方法及期限を定めてゐるのであります。

即ち道知事は道送致目録に進達の年月日を記入し道送致目録のみは郵便により、郡島及府邑面送致目録は調査票と共に適當の方法により

毎月十五日迄に前々月分を朝鮮總督に提出せねばならぬのであります。

す。

此處に道送致目録だけを他のものと區別して郵便によることとせられたのは可成早く提出せしむる趣旨でありまして本府に於ては之により後から送付せらるる調査票の分量を豫め知り、集計整理の計畫を立てることの出来る様にすることに基てゐるのであります。でありますから他のものは運賃送料の關係より低廉なる方法を選ぶことが出来るのでありますが、道送致目録のみは必ず郵便により迅速に提出せられねばならぬのであります。

尙調査票等の提出期限は翌々月の十五日でありますから道知事が郡島府邑面の提出期限を定むるに際しては之に間に合ふ様に適當に定めが必要があるのであります。

第十九條

本條は調査票及送致目録の取扱を慎重にすべきことを定めてゐるのであります。

即ち調査票及送致目録が亡失毀損するときは、之を再び作成するには非常な手數や日時を要し、而も完全なものを作ることは甚だ困難でありますから、之が保管に際しては他の書類と紛淆せざる様又非常の際には直ちに持出される様に注意せられると共に、送付に際しては途中毀損することのない様に包装に十分注意し、亡失毀損することのな

い様にしなければならぬとせられてゐるのであります。

第二十條

本條は期限猶豫の趣旨を規定してゐるのであります。

申す迄もなく調査票は必ず所定の期限迄に之を提出せねばならぬのであります若し期限内に提出なき場合は、提出義務者は上級廳より嚴重な督促を受ける譯でありますか、其の期限経過が止むを得ざる事由に基くものでありまするならば如何に督促せられても早急に提出出来る筈はないのでありますから折角の督促も結局無駄な手數となるばかりで效果はないのであります。

其處で本條は天災事變其の他止むを得ざる事由の爲所定の期限迄に調査票の一部を送致することが出来ない場合は直ちに其の旨上級廳に申出づべきことを定められてゐるのであります、此の報告があれば其處に期限の猶豫を生じ、上級廳は無駄な督促をなさずに済むし、義務者も督促を受ける様な不體裁な目に會はないでよい様になりますし、事務簡捷上極めて好都合なわけであります。

第二十一條

本條は文書の往復は監督官署を經由して之を爲すといふ一般の文書取扱方に対する例外を定めたものであります、事務の處理を迅速にする趣旨であります。

附 則

本調査規則は昭和十三年一月一日より施行するのであります。

人口動態調査事務
打合會ニ於ケル 指示

一 人口動態調査改正ノ趣旨徹底ノ件

朝鮮ニ於ケル人口動態調査ハ從來地方分査ニ依リ調査シ來リタル爲其ノ内容ニ不備粗雑ノ點多ク到底重要ナル本調査ノ目的ヲ達成スルコト不可能ナルニ鑑ミ之カ改善ノ爲昭和十三年以降中央集査ヲ採用スルコトニナリ朝鮮總督府令第百六十一號朝鮮人口動態調査規則ヲ以テ其ノ調査方法定メラレタリ道統計主任各位ハ今回ノ改正ガ從來ノ調査方法ニ對スル根本的大改正ナル所以ヲ十分ニ了解シ同調査規則其ノ他關係法規ノ研究ニ萬全ヲ盡サルハ勿論、管内各府、郡島及邑面關係職員ニ對シテモ趣旨ノ徹底ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

二 府、郡島及邑面職員ニ指導ニ關スル件
本調査ハ昭和十三年一月一日ヨリ施行セラルモノニシテ餘日幾干モ無キヲ以テ管内各府郡島邑面關係職員ノ事務打合及指導ニ付テハ十分ナル豫定計畫ヲ樹立シ萬遗漏ナキヲ期セラレタシ

三 經費配付ニ關スル件

曩ニ人口動態調査費トシテ地方廳事務費ヲ配付シ置キタル處右ハ最小限度ノ必額ニ止マリ固ヨリ十分ナラズト思考スルモ豫算ノ許ス限度ニ於テ配付シタルモノナルヲ以テ充分留意ノ上有效ニ使用セラレ

四 調査票用紙等節約ニ關スル件

時局ニ際シ實行豫算減セラレタル反面紙價印刷費等著シク昂騰ノ趨勢ニ在ルヲ以テ調査其他配付諸用紙ハ使用上極力節約ヲ旨トシ書損破毀又ハ紛失等ニ因ル冗費ヲナサザル様細心ノ注意ヲ拂ハレタシ

五 豊備ノ爲保留スペキ調査票用紙ニ關スル件

規則第五條及第六條ニ依ル道知事及郡守島司ノ保留スペキ調査票用紙ハ配付總數ノ約一割トセラレタシ

六 使用殘用紙報告ニ關スル件

規則第八條ニ依ル道知事ヨリ提出スペキ使用殘諸用紙報告ハ左記様式ニ依ラレタシ尙邑面長ヨリ郡守島司ニ、府尹郡守島司ヨリ道知事ニ、提出スペキ報告モ之ニ準セラレタシ

人口動態調査票及送致目錄用紙使用殘報告 昭和 年

		婚姻票	離婚票	出生票	死亡票	死產票	送致	目錄
		道	郡	島	府	邑	面	
前年ヨリ	高							
本年	高							
受入高								
使用高								
殘高								

右報告ス
昭和 年 月 日

道知事

朝鮮總督

七 調査票等整理保管ニ關スル件

調査票及送致目錄ハ取扱ヲ鄭重ニシ一ノ函若ハ箇所ニ整理保管シ散逸毀損ヲ防グハ勿論他ノ書類ト紛淆セサル様セラレタシ

人口動態調査事務 打合會ニ於ケル 注意事項

一 帯紙ノ件

規則第十條及第十三條所定ノ調査票ヲ括ル帶紙ハ巾一寸位ノ可成強
靱ナル紙質ノモノヲ用キラレタシ

二 捺印ノ件

規則第十條、心得第二十二及同第二十三ノ捺印ハ官印ヲ用キラレタ
シ

三 檢査後ニ於ケル認印押捺ノ件

郡島ニ於テ調査票及邑面送致目錄検査シタル時主任者各邑面送致目
錄ノ右肩「昭和 年 月 日」ト印刷シアル上部ニ認印ヲ押捺

セラレタシ道ニ於テ調査票及郡島、府送致目錄ヲ検査シタル時主任
者ハ各郡島、府送致目錄ノ右肩「昭和 年 月 日」ト印刷シ

アル上部ニ認印ヲ押捺セラレタシ

四 報告整理ノ件

府邑面ニ於テハ送致目錄控簿ヲ備付ケ報告済否ヲ整理セラレタシ
(控簿ハ本府ヨリ支給ス)

五 參考事項記載ノ件

(1) 府尹又ハ邑面長ニ於テ調査票作成ノ際に上級官廳ニ於テ誤記又ハ
誤調ノ疑ヲ抱ク慮アリト認メラルモノニ對シテハ誤記誤調ニ非
ザル旨附箋セラレタシ

例婚姻票及離婚票中當事者ノ年齢カ著シク高キトキ又ハ夫妻ノ年
齢ニ著シキ差異アルトキ

離婚票中婚姻ノ年月日ト離婚ノ年月日ト同一ナルトキ

出生票及死產票中父母ノ年齢ニ著シキ差異アルトキ又ハ父母ノ
年齢ガ十五歳以下ノトキ

死亡票中職業若ハ死因ト年齢ト不釣合ノトキ

等ノ如シ

(2) 醫生ノ作成スル診斷書ニ基キ病名ヲ記入スル際ニハ可成病狀ヲ
モ附箋ニヨリ詳細ニ記載スル様セラレタシ

(3) 雙兒三兒等ニ關シ出生ト死產ト同胎ナルトキト雖モ複產ノ取扱
ヲ爲シ且出生票ニ於テハ「死產票何月何號ト同胎」、死產票ニ於テ

ハ「出生票何月何號ト同胎」ト附箋セラレタシ

六 場所記入ノ件

監督裁判所ニ報告スペキ「戸籍事件件數表」ト對照シ遺漏ナキヲ期セ
ラレタシ

汽車若ハ船舶中ニ於ケル出生、死亡及死産ニ付出生、死亡及死胎分
娩ノ場所ヲ記入スル際ハ何線列車内、何驛起點何米ノ地點、汽船何

丸中等ト記入セズ當時汽車ノ通過シツアリタル場所若ハ船舶航行
中ノ場所ヲ道府郡島邑面若ハ何々海、何洋等ノ區別ニ依リ記入スル
様努メラレタシ尙船舶碇泊中ノ場合ハ何港碇泊中ト記入スル様努メ
ラレタシ

七 内鮮人通婚ノ件

内地人ト朝鮮人間ノ婚姻ガ入夫婚姻又ハ婿養子縁組ナル場合ハ婚姻
票種別欄「招婿」ト印刷シアル下ニ「入夫」又ハ「婿養子」ト記入アリタ
シ

八 職業及死亡原因ノ件

各調查票ノ職業及死亡票ノ死亡原因ノ記入ニ付テハ可成別紙職業分
類及死因分類ニ小分類シ得ル様努メラレタシ尙府廳又ハ邑面
事務所ニ於テ届書ヲ代書スル場合ノ職業ハ必ズ右小分類ニ分類シ得
ル様詳細且具體的ニ記入スル様努メラレタシ

九 調査票ノ検査ニ關スル件

府尹又ハ邑面長ハ調査票作成後必ズ別紙「調査票検査要領」ニ依リ之
ヲ検査シ誤謬脫漏ナキヲ期セラレタシ

十 裁判所ニ提出スル「戸籍事件件數表」トノ對照ニ關スル件

府尹又ハ邑面長毎月調査票及送致目錄ヲ作成セル場合ニ於テハ必ズ

皇國臣民の誓詞

南總督の半島施政五大政策の一として本府が最も意を注いで來た教
學刷新は着々と進捗實現を見てゐるが、この政策の根本をなすとさへ
云はれる皇國臣民造成による内鮮同胞の團結の現はれとして今回「皇
國臣民の誓詞」を制定し全鮮各學校、少年團、青年團、その他各種團
結に於て苟くも集會の場合にはこれを朗唱せしめ、腦裏に深く刻み込
ましてゐる。

皇國臣民ノ誓詞（其ノ一）

一 私共ハ 大日本帝國ノ臣民デアリマス
二 私共ハ心ヲ合セテ 天皇陛下ニ忠義ヲ盡シマス

三 私共ハ 忍苦鍛錬シテ 立派ナ強イ國民トナリマス

皇國臣民ノ誓詞（其ノ二）

一 我等ハ皇國臣民ナリ 忠誠以テ君國ニ報ゼン
二 我等皇國臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ團結ヲ固クゼン
三 我等皇國臣民ハ 忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚ゼン

報告例改正の要旨

朝鮮總督府官房

文

書

課

はしがき

昭和十二年十一月十九日訓令第七十七號を以つて朝鮮總督府報告例中改正せられ、明十三年一月一日以降これに據ることとなつた。

報告例は所屬官署より定例的に徵する各般報告事項をこれに綜合統一し、各廳事務の簡捷を圖らんとする主旨の下に總督府設置の翌年たる明治四十四年始めて制定せられたのであるが、その内容をなすものは主として統計事項であつて、報告例は則ち朝鮮總督府統計事務の根幹をなしてゐるのである。

現行報告例は昭和八年十一月訓令第四十一號を以つて改正に係るものであるが、其の後行政各部門の伸長は顯著なるものがあり、報告例の内容は時勢の要求に副はざるものがある

に至つた。尤も特に緊急を要する事項は慣例に依り便宜通牒を以つて報告例を補足し、或ひは報告例中一部の取扱を變更し、事實上これに改正を加へて來たのであるが、形式上訓令たる報告例と嚴に區別すべきこれら例規通牒は年々少なからざる件數に上り、報告例本來の主旨たる報告例規の統一と脊馳する状態となつたのみならず、報告例とこれら通牒とは相競合し錯綜して、事務の圓滑を阻害するものも少なからず、統計事務刷新の根本問題として、その根幹をなす報告例を改正することの必要が痛感せらるゝに至つた。

茲に於いて今般庶政刷新の根本趣旨に鑑み報告例を改正し、別冊内容の改訂と共に、報告例本來の主旨に立ちかへり報告例規の統一を圖られたのであるが、以下今次改正の要點を説明して取扱者の参考に資せんとする次第である。

報告例第四條の改正

報告例は原則として第一次所屬官署に報告を命じてゐるが、例外としてその下級官署に直接これを命ずる場合がある。別冊甲號に於いては道路に關する事項にしてその管轄關係より府を報告者としてゐる二、三の例外を見るのみであるが（第一三號道路築造成績表、第一四號一二三等道路維持修繕施行表、第一六號道路再改修及災害復舊並既設構造物改良工事施行表）、別冊乙號中には刑務所の支所、税關の支署出張所を報告者としてゐる多くの例外があり、更に改正前の報告例は地方法院の支廳及檢事分局に對しても同様報告を命じてゐた。これらの場合その報告は本來他の一般文書と同様に、監督官署たる道刑務所、税關、地方法院又は同檢事局を經由して本府に提出すべきであるが（公文書規程第三條）、刑務所の支所、税關の支署出張所、地方法院の支廳及檢事分局の場合は、管轄關係によりする府の場合と事情を異にし、報告の迅速を圖らんとする便法に過ぎないのであるから、報告例は從來より特に第四條の規定を設け、これらの官署の報告は監督官署を經由せず直接せられた（第四條第一項、民事統計ニ關スル件第七號、刑事統計ニ關スル件第七號）。

本府に提出するものとしたのである。

かかるに裁判所關係の報告事項中年報に付いては從來と雖もすべて第一次所屬官署たる地方法院又は同檢事局を報告者とし、これらの官署に於いて各管内支廳出張所及檢事分局の分を取纏め本府に提出することとしてゐた（別冊乙號卷末「参考」中民事統計ニ關スル件第七號、刑事統計ニ關スル件第十四號）。從つて改正前の報告例第四條は地方法院の支廳及檢事分局に關する限り、事實上年報を除いた一部の報告に付いてのみ適用せられてゐたのである。

これを要するに從來地方法院の支廳及檢事分局の分は、年報に限り地方法院又は同檢事局より徵し、その他の報告は直接その廳より徵してゐたのであるが、かゝる二様の取扱は往々にして事務の統一連絡を阻害する虞があるので、今度の改正に依り取扱を統一せられ、年報とその他の報告との區別なくすべて第一次所屬官署たる地方法院又は同檢事局を報告者とし、これらの官署に於いてその廳の分と共に、管内支廳出張所及檢事分局の分をも取纏め一括して本府に提出することとせられた（第四條第一項、民事統計ニ關スル件第七號、刑事統計ニ關スル件第七號）。

右の改正と共に別冊乙號中左の各號は當然いづれもその報告者中から地方法院支廳又は檢事分局の名を抹消せられた。

第一六二號 即報 民事事件報告

第一六三號 月報 第一審民事事件件數表

第一八一號 即報 檢察事務報告

第一八二號 月報 檢事搜查事件表

第一八六號 月報 第一審刑事事件表

第一九九號 即報 死刑執行濟報告

即ち前記各號に付いては從來地方法院又は同檢事分局に於いて自廳の分のみを報告すれば足りたのであるが、今後は管内支廳出張所及檢事分局の分をも併せ報告すべきは從來年報に於いて取扱ひたると同様である。

次に刑務所の支所、稅關の支署出張所に關しては從來と何等變更はない。即ちこれらの官署より提出すべき報告は刑務所又は稅關を經由せず直接本府に提出すべきは從來と全く同様である(第四條第二項)。尙ほ第四條第二項に所謂「刑務所支所、稅關支署又ハ稅關出張所ノ長ヨリ提出スペキ報告」と

は、別冊乙號中に於いて特にこれらの官署を報告者として指定されてゐる特定の報告事項を指稱するのであつて、廣く一般の報告を意味するのではないことは言ふまでもない。

報告例第六條の改正

統計報告用紙の規格を一定することは、その整理集計に於いて、又書類の編纂保存に於いて極めて有利であり、從來報告例第六條の前段に「統計表ノ用紙ハ特別ノ定アルモノノ外美濃型ヲ用ヒ」と規定されてゐた所以であるが、此次の改正に依りこの字句を抹消された。これは諸用紙規格標準化の一一般方針との抵觸を避けんとしたのに過ぎないのであつて、これによつて無制限に自由にせんとする趣旨のものではない。

商工省臨時產業合理局用紙標準化委員會の決定に係る日本標準規格は未だ全鮮各官公署に普及されてゐないやうであるが、本府は既に一部特殊の用紙を除きこれを採用してゐるから、他もこれに倣ひ、漸を追ふて全鮮的に普及統一するものと見られる。しかしてこれが統一を見るまでの経過的措置としては、大體に於いて在來の規格による官署は從來同様美濃

型を用ひ、標準規格による官署は日本標準規格B4(257×364mm)又はその半裁たるB5(182×257mm)を用ふることゝすれば略統一されて報告者及受理者の双方に於いて便宜であると思はれる。

尙ほ別冊甲號中一部の統計事項に付いては昭和十一年以來本府に於いて報告用紙の共同印刷を斡旋してゐるが、漸次印刷の範囲を擴大して行く方針であるから、自然別冊甲號に付いては將來統計報告用紙の完全なる統一を見ると思ふ。但し右の共同印刷に於いては各廳に於ける現状に鑑み現在美濃型に依つてゐるが、將來機を見て標準規格を採用するつもりである。

道府郡島名順序の改正

統計表に掲記すべき道府郡島名は報告例第五條に依り一定の順序に配列すべきであり、しかしてその順序は別表に示されてゐるが、今回同表中の一部が改正されたのは大田、全州光州及羅津に府制が施行せられたのと、これに伴つて一部の郡名に變更があつたのとに因るのである。

別冊甲號及乙號の改訂

今回に於ける報告例改正の中心は別冊の改訂であつて、別冊は形式内容の兩方面に亘り大改正を加へられ、甲乙兩號とも全然更新されたのであるが、その最も顯著なるものは報告事項の分類編纂方法に劃期的の改革が行はれた點である。

既に述べた通り本府報告例は原則として第一次所屬官署に報告を命じてゐるが、第一次所屬官署に於いて自らこれが資料の調査に當ることは少い。多くは更に下級官署に命じて資料を徵してゐるが、この場合本府報告例は報告者、報告期限等の指定に若干の變更を加へらるゝ外、殆んどそのまゝ準用されてゐる(例へば道報告例)。即ち本府報告例は形式的には本府對第一次所屬官署の關係を規定してゐるが、實質的には廣く各所屬官署に適用せられてゐると言ふことが出来るのであ

但し本件に付いては既に昭和十年十二月官通牒第四十號及昭和十一年十二月官通牒第四十號を以つて便宜その取扱を變更されてゐるから、今次の改正に依り實際上何等の異動を來すわけのものではない。

る。

しかるに從來の別冊編纂方針は報告例の形式的關係に重點を置いた結果、その實際上の運用を考慮するに稍々不充分の點があり、報告者特に下級官署に對しては比較的利便が少なかつたやうである。即ち從來報告事項を報告期に依り分類編纂したのであるが、この編纂方法は報告事項の索引に不便であつたのみならず、下級廳に至りては本府の定むる報告期とは自らこれを異にし、一月の部に必ずしも一月の報告事項を發見し得ざる如き不便を生じたのである。

もとより統計事務の生命は最下級機關に於ける單位調査の正確と迅速にある。今回の別冊編纂に當つてはこの點に鑑み、報告者特に下級廳の便宜に重きを置いて編纂方法に劃期的改革が行はれた。即ち新編纂方法は分類の標準を事務の系統に置き、別冊甲號は道の事務分掌に適應して編章を分ち、別冊乙號は報告官署の種類により分類し、夫々左の如き部門を以つて編成されたのである。

別冊甲號

第一編 内 務

第一章 人 口

第二章 土木及交通

第三章 教育及宗教

第四章 社會事業

第五章 財政及金融

第六章 官 公 吏

第七章 雜

第二編 產 業

第一章 農 業

第二章 林 業

第三章 水 產 業

第四章 商 工 業

第三編 警 察

第一章 警 察

第二章 衛 生

別冊乙號

第一章 各 官 署

第二章 遞 信 局

附・海員審判所

第三章 鐵道局

第四章 專賣局

第五章 稅關

第六章 稅務官署

第七章 裁判所 附・供託局

第八章 監獄

第九章 营林署

第十章 學校

第十一章 其ノ他ノ官署

この編纂分類に依るときは各廳各部の處理範囲は一目瞭然となると共に、相關聯する事項の對照に著しく便利となるの結果、各部門の調査を組織的にし且つ脈絡あらしめ、統計の内容的向上にもたらす效果も亦期待することが出来るのである。

月別報告一覽簿の添附

前述の新編纂分類は報告期を全然考慮の外に置いた結果、反面各報告期に於いて報告事項を一覽する上に不便を伴ふことは避け得ない。これを補ふため今回始めて月別報告一覽簿を別冊甲乙兩號に夫々添附したが、本簿は大體に於いて從來

に於ける別冊の目次に相當するものである。只從來の目次は年報のみを月別に分類したが、本簿に於いては年報の外半年報季報月報及旬報をも月別に掲げ、各月の報告事項を總覽するに便した。日報と卽報とはその性質上月別の境外に置いた。

本簿には本府報告例に於いて定められた報告期限を記載したが、これに基いて更に所屬官署の定むる第二次的或ひは第三次的報告期限に付いては別に記入欄を設けてあるので、本簿は級の上下を通じて各廳に利用することが出来る。

本簿には更に報告月日の記入欄を設けて報告整理簿に併用するものとした。各廳執務者は本簿を座右に置き報告に遗漏なきを期せられたい。尙本簿は毎年一月一日現行の報告事項に依り改訂の豫定であつて、今回別冊に添附したのは昭和十三年に於いて使用すべき分である。

附記 別冊甲號及乙號は目下印刷に附してゐるが大體本月下旬完成
各廳へ配付の見込である。

別冊各表に付いて改正の要點を擧ぐることは實務上最も必要なことゝ思はれるが、別冊は未だ印刷が完了してゐないので本稿ではこれに觸れなかつた。

別冊は全然更新されたため報告事項の番號は全部異動した。本稿に引用したものはいづれも新番號である。

統計例規

○朝鮮人口動態調査規則

(昭和十二年十月二十七日)
(總令第二百六十一號)

第一條 朝鮮ニ於ケル人口ノ動態ヲ調査スル
爲必要ナル資料ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之

ヲ徵集ス

第二條 前條ノ規定ニ依ル調査資料ハ婚姻、
離婚、出生、死亡及死産ニ付人ロ動態調査
票(以下單ニ調査票ト稱ス)ヲ用キ府尹又
ハ邑面長之ヲ提出スベシ
棄兒發見ニ因ル就籍ハ出生ニ準ジ失踪及死
亡確認ニ因ル除籍ハ死亡ニ準ジ調査スベ
シ

調査票ハ婚姻票、離婚票、出生票、死亡票
及死產票ノ五種トシ其ノ様式ハ別記第一號
様式乃至第五號様式ニ依ル

第三條 調査票ハ本籍アル者ニ付テハ本籍地
ノ府尹又ハ邑面長、本籍ナキ者及本籍分明
ナラザル者ニ付テハ届出地ノ府尹又ハ邑面
長之ヲ作成スベシ但シ死產票ハ埋葬認許
證ヲ付與シタル府尹又ハ邑面長之ヲ作成ス

(35)

ベシ

第四條 調査票ノ用紙ハ別記第六號様式乃至
第八號様式ノ送致目錄用紙ト共ニ翌年中ノ

需要枚數ヲ見積リ朝鮮督督之ヲ毎年十月末
迄ニ道知事ニ交付ス

第五條 道知事前條ノ規定ニ依リ用紙ヲ受領
シタルトキハ道送致目錄用紙及豫備ノ爲保
留スベキ分ヲ除キ其ノ他ハ之ヲ其ノ年十一
月二十日迄ニ府尹、郡守及島司ニ交付スベ
シ

第六條 郡守又ハ島司前條ノ規定ニ依リ用紙
ヲ受領シタルトキハ郡島送致目錄用紙及豫
備ノ爲保留スベキ分ヲ除キ其ノ他ハ之ヲ其
ノ年十二月二十日迄ニ邑面長ニ交付スベシ
第七條 道知事、府尹、郡守、島司又ハ邑面
長交付ヲ受ケタルトキハ道知事ハ朝鮮總督ニ、
シリト認メタルトキハ道知事ハ朝鮮總督ニ、
府尹、郡守及島司ハ道知事ニ、邑面長ハ郡
守又ハ島司ニ其ノ旨申出デ之ガ交付ヲ受ク
ベシ

第八條 年末ニ於テ使用殘ノ用紙アリタル
キハ各種每ニ其ノ枚數ヲ道知事ノ定メタル
及番號竝ニ各票ノ屬スル年月及廳事務所名
ヲ記入ノ上捺印シ番號ニ同號又ハ次號アル
府邑面送致目錄ヲ作成シ其ノ記載順ニ各種
トキハ其ノ番號及理由ヲ備考欄ニ記入シテ
ノ調査票ヲ總括スベシ

第二十日迄ニ朝鮮總督ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依ル用紙ハ之ヲ翌年ニ繰越シ
使用スベシ

第九條 府尹又ハ邑面長調查票ヲ作成スル場
合ニ於テハ一事件毎ニ一枚ノ調査票用紙ヲ

用キ朝鮮戶籍令又ハ墓地、火葬場、埋葬及
火葬取締規則ニ依ル届書其ノ他ノ關係書類
ニ基キ必要事項ヲ記入スベシ

第十條 府尹又ハ邑面長一月分ノ調査票ヲ作
成シタルトキハ其ノ記入事項ヲ検査シ誤謬
ハ直ニ之ヲ訂正シ婚姻票、離婚票、出生票
及死亡票ニ付テハ種類番號順ニ、死產票ニ
付テハ埋葬認許證番號順ニ之ヲ整ヘ各其
ノ枚數ヲ検査シ帶紙ヲ以テ一括ト爲スベシ
但シ本籍ナキ者及本籍分明ナラザル者ノ婚
姻票、離婚票、出生票及死亡票ハ記入順ニ
重ね其ノ枚數ヲ検査シ帶紙ヲ以テ一括ト爲
スベシ

前項ノ規定ニ依ル手續ヲ了リタルトキハ府
邑面送致目錄用紙ヲ用キ各種每ニ其ノ枚數
及番號竝ニ各票ノ屬スル年月及廳事務所名
ヲ記入ノ上捺印シ番號ニ同號又ハ次號アル
トキハ其ノ番號及理由ヲ備考欄ニ記入シテ
府邑面送致目錄ヲ作成シ其ノ記載順ニ各種
トキハ其ノ番號及理由ヲ備考欄ニ記入シテ
ノ調査票ヲ總括スベシ

第十一條 府尹又ハ邑面長前條ノ規定ニ依ル

手續ヲ了リタルトキハ府邑面送致目錄ニ進

達ノ年月日ヲ記入シ調査票ニ之ヲ添附シ道

知事ノ定メタル期限迄ニ邑面長ハ郡守又ハ

島司ニハ府尹ハ道知事ニ之ヲ提出スベシ

進達スペキ調査票ナキトキハ府尹又ハ邑面

長ハ府邑面送致目錄枚數欄ヘ夫々斜線ヲ割

シ前項ノ規定ニ準ジ同目錄ノミヲ提出スベ

シ

第十二條 郡守又ハ島司邑面長ヨリ調査票ノ

送付ヲ受ケタルトキハ邑面送致目錄ニ照シ

テ枚數及番號ヲ検査シタル後更ニ各票ニ付

記入事項ヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ邑面

長ニ通知シ之が訂正ヲ爲サシムベシ

第十三條 郡守又ハ島司前條ノ規定ニ依ル手

續ヲ了リタルトキハ一邑面毎ニ再び帶紙ヲ

以テ調査票ヲ各種別ニ一括シ更ニ之ヲ總括

シテ邑面括ト爲シ邑面送致目錄ハ別ニ一括

ト爲スベシ

第十四條 郡守又ハ島司前條ノ規定ニ依ル手

續ヲ了リタルトキハ郡島送致目錄ニ進達ノ

年月日ヲ記入シ之ヲ邑面送致目錄ニ依リ

調査票ト共ニ道知事ノ定メタル期限迄ニ道

知事ニ之ヲ提出スベシ

第十五條 道知事ハ府尹ヨリ調査票ノ送付ヲ

受ケタルトキハ第十二條及第十三條第一項

ノ規定ニ準ジ之ヲ處理スベシ

第十六條 道知事郡守又ハ島司ヨリ調査票ノ

送付ヲ受ケタルトキハ郡島送致目錄ニ照シ

テ邑面數、調査票ノ邑面括數及邑面送致目

錄枚數ヲ検査シ符合セザルトキハ直ニ郡

守又ハ島司ニ通知シ之が訂正ヲ爲サシムベ

シ

第十七條 道知事前二條ノ規定ニ依ル手續ヲ

了リタルトキハ邑面括ヲ總括シテ各郡島括

ト爲シ郡島及府邑面送致目錄ハ別ニ一括ト

爲スベシ

道知事前項ノ規定ニ依ル手續ヲ了リタルト

キハ郡島及府送致目錄ニ依リ道送致目錄ヲ

作成スベシ

第十八條 道知事前條ノ規定ニ依ル手續ヲ了

リタルトキハ道送致目錄ニ進達ノ年月日ヲ

記入シ道送致目錄ハ郵便ニ依リ、郡島及府

邑面送致目錄ハ調査票ト共ニ適當ノ方法ニ

依リ毎月十五日迄ニ前々月分ヲ朝鮮總督ニ

提出スベシ

第十九條 道知事、府尹、郡守、島司及邑面

長ハ調査票及送致目錄ノ亡失毀損ヲ防グ爲
取締規則ニ依ル死産ニ關スル理葬認許證付
保管及進達ニ付十分ナル注意ヲ爲スベシ

第二十條 道知事、府尹、郡守、島司及邑面

長天災事變其ノ他避クベカラザル事由ノ爲

所定ノ期限迄ニ調査票ノ全部又ハ一部ヲ送

致スルコト能ハザルトキハ道知事ハ、朝鮮

總督ニ、府尹、郡守及島司ニ其ノ旨直ニ報告スベシ

第二十一條 朝鮮總督ハ調査票ニ關シ照會ヲ

要スル場合ニ於テハ國勢調査課長ヲシテ直

接府尹、郡守、島司又ハ邑面長ト照覆セシ

ムルコトアルベシ

附 則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(様式省略)

○人口動態調査票及送致目

錄作成心得

(昭和十二年十一月一日)
（政務總監通牒）

第一 動態調査票(以下單ニ戶籍令ト稱ス)ニ基ク
第一章 一般ノ記入心得

朝鮮戸籍令(以下單ニ戶籍令ト稱ス)ハ
届書其ノ他ノ關係書類ノ記載事項ヲ戶籍簿

ニ記載ノ際又ハ墓地、火葬場、埋葬及火葬
取締規則ニ依ル死産ニ關スル理葬認許證付

與ノ際直ニ之ヲ記入シ届書其ノ他ノ關係書類ト校合スベシ但シ本籍ナキ者及本籍分明ナラザル者ニ付テハ届書其ノ他ノ關係書類受理ノ際之ヲ爲スベシ

第二 婚姻票、離婚票、出生票及死亡票中「種類番號第

號」ト印刷シアル場所ニハ朝

鮮戸籍令施行手續第八條ノ規定ニ依リ届書

其ノ他ノ書類ニ記載シタル種類番號ヲ記入

シ、死産票中「埋火葬認許證番號第 號」

ト印刷シアル場所ニハ死産ニ關スル埋火葬

認許證ニ記載シタル番號ヲ記入スベシ

第三 調査票上部ノ「昭和 年月」ト印刷

シアル場所ニハ調査票ヲ作成シタル年月ヲ記入スベシ

第四 調査票ノ右欄「道府郡島邑面及廳事務所」ト印刷シアル場所ニハ本籍アル者ノ婚姻、離婚、出生及死亡ニ在リテハ本籍地タ

ル道府郡島邑面名及府廳又ハ邑面事務所名

ヲ、本籍ナキ者及本籍分明ナラザル者ノ婚姻、離婚、出生及死亡ニ在リテハ届出地タ

ル道府郡島邑面名及府廳又ハ邑面事務所名

ヲ、死産ニ在リテハ本籍アル者タルト否トヲ問ハズ死産ニ關スル埋火葬認許證ヲ付與

シタル府廳又ハ邑面事務所名ヲ道府郡島邑面名ト共ニ記入スベシ

第九 夫妻ノ本籍府邑面ヲ異ニスル婚姻ニ付

第一章 各票ノ記入心得

四 受理ノ年月日欄ニハ婚姻届書受理ノ年月日ヲ記入スベシ

五 姓名欄ニハ婚姻届書ニ記載シアル夫妻

第五 調査票ノ記入事項中分明ナラザルモノハ推定記入ヲ爲シ推定記入モ爲シ能ハズル

場合ニ於テハ不詳ト記入スベシ但シ年月日場所其ノ他ノ記入事項中一部分明ナラザル場合ニ於テハ全部不詳トセズ其ノ分明ナラザル部分ノミ不詳ト記入スベシ

第六 内地、臺灣、樺太、關東州、南洋群島、外國及航海中ニ於ケル婚姻、離婚、出生、死亡及死産ニ付婚姻及離婚當時ノ所在地、出生、死亡及死胎分娩ノ場所ヲ記入スル場

合ニハ調査票中「道府郡島邑面」ト印刷シアル場所ニ道府郡島邑面ノ區別ニ拘ラズ居

書記載ノ儘ヲ記入スベシ

内地、臺灣、樺太、南洋群島ノ戸籍若ハ民籍又ハ外國ノ國籍ヲ有スル者ト朝鮮人トノ間ニ於ケル婚姻及離婚ニ付其ノ本籍地ヲ記入スル場合ハ前項ニ準ズベシ

第七 調査票ノ記入文字ハ墨又ハ黒インキニテ明瞭ニ書スベシ

第八 外國文字及年號ハ成ルベク之ヲ避ケ假名及日本又ハ舊韓國ノ年號ニ依リ記入スベシ

三 婚姻當時ノ所在地欄ニハ婚姻届書ニ記載シアル所在地ヲ記入スベシ但シ其ノ記載ナキ場合ニハ本籍地ヲ記入スベシ

四 受理ノ年月日欄ニハ婚姻届書受理ノ年

テハ其ノ雙方ノ本籍府邑面ニ於テ各別ニ婚姻票ヲ作成スベシ

第十 婚姻票ノ記入事項(一)乃至(六)ハ婚姻届書、外國ノ方式ニ從ヒ作ラシメタル證書ノ體本及戸籍簿ニ基キ左ノ各號ニ依リ記入スベシ

ノ姓名ヲ記入スベシ

六 出生ノ年月日欄ニハ婚姻届書ニ記載シ
アル夫妻ノ出生ノ年月日ヲ記入スベシ

七 配偶ノ關係欄ニハ初メテ婚姻シタル者
ニ付テハ戸籍簿ニ別段ノ記載ナキモ嘗ツ
テ婚姻シタルコトアリテ前配偶者ニ死別
シタル者又ハ前配偶ト離婚シタル者ハ戸
籍簿ニ其ノ旨記載シアルフ以テ右ノ區別
ニ從ヒ「初婚」「死別」又ハ「離別」ト印
刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附スベシ但
シ三婚以上ノ者ニ付テハ直前ノ配偶關係
ニ依ルベシ

他府邑面ノ者ニ付テハ戸籍簿ニ依リ難キ
モ婚姻届受理ノ際ニ於ケル調査又ハ其ノ
他ノ方法ニ依リ前記配偶關係判明シタル
トキハ前同様ニ處理シ前記配偶關係判明
セザルトキハ「不詳」ト印刷シアル文字
ノ右側ニ圈點ヲ附スベシ

八 職業欄ニハ婚姻届書ニ記載シアル夫妻
ノ職業ヲ記入スベシ

第二節 離婚票

第十一 夫妻ノ本籍府邑面異ニスル離婚ニ
付テハ其ノ雙方ノ本籍府邑面ニ於テ各別ニ
離婚票ヲ作成スベシ

第十二 離婚票ノ記入事項(乃至)ハ離婚届

書、外國ノ方式ニ從ヒ作ラシメタル證書ノ
體本及戸籍簿ニ基キ左ノ各號ニ依リ記入ス
ベシ

一 種別欄ニハ離婚届書ニ依リ妻ガ婚家ヲ
去ル離婚及夫ガ婚家ヲ去ル離婚ノ別ヲ知
リ得ベキヲ以テ右ノ區別ニ從ヒ「妻ガ婚
家ヲ去ルモノ」又ハ「夫ガ婚家ヲ去ルモ
ノ」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附
スベシ

二 本籍地欄ニハ夫妻共ニ離婚後ノ本籍地
ヲ記入スベシ

三 離婚當時ノ所在地欄ニハ離婚届書ニ記
載シアル所在地ヲ記入スベシ但シ其ノ記
載ナキ場合ニハ本籍不明ト記入スベシ

四 協議離婚欄ニハ離婚届書受理ノ年月日
ヲ記入スベシ

五 裁判離婚欄ニハ本籍令第八十條ノ規
定ニ依リ離婚届書ニ添附ノ裁判ノ體本ニ
記載シアル裁判確定ノ年月日ヲ記入シ訴
ヘタル者ナルカナカルノ區別ニ從ヒ
「夫」又ハ「妻」ト印刷シアル文字ノ右側ニ
刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ姓名ノ
下ニ出生兒ノ姓名ヲ記入スベシ

六 婚姻ノ年月日欄ニハ戸籍簿ニ記載シア
ル婚姻ノ年月日ヲ記入スベシ

七 姓名欄ニハ離婚届書ニ記載シアル夫妻
ノ姓名ヲ記入スベシ

八 出生ノ年月日欄ニハ離婚届書ニ記載シ
アル夫妻ノ出生ノ年月日ヲ記入スベシ

九 職業欄ニハ離婚届書ニ記載シアル夫妻
ノ職業ヲ記入スベシ

第十三 複産ノ場合ニ於テハ「出生兒毎ニ一
枚」ノ出生票ヲ作成シ且「種類番號第
ト印刷シアル下ノ括弧内ニ雙兒三兒等ノ區
別ヲ記入スベシ

第十四 出生票ノ記入事項(乃至)ハ出生屆
書、航海日誌ノ體本及戸籍簿ニ基キ左ノ各
號ニ依リ記入スベシ

一 姓名及男女ノ別欄ニハ出生屆書ニ依リ
男女ノ區別ニ從ヒ「男」又ハ「女」ト印
刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ姓名ノ
下ニ出生兒ノ姓名ヲ記入スベシ

二 出生ノ場所欄ニハ出生屆書ニ記載シア
ル出生ノ場所ヲ記入スベシ

三 出生ノ年月日欄ニハ出生屆書ニ記載シ
アル出生ノ年月日ヲ記入スベシ

四 嫡庶私ノ別欄ニハ嫡出子ノ場合ニハ出生届書ニ別段ノ記載ナキモ庶子及私生子

ノ場合ニハ出生届書ニ其ノ記載シアルヲ
以テ右ノ區別ニ從ヒ「嫡出子」「庶子」又

ハ「私生子」ト印刷シアル文字ノ右側ニ
圈點ヲ附スベシ

五 父母ノ職業欄ニハ出生届書ニ依リ嫡出
子ニ在リテハ父母ノ、庶子ニ在リテハ父
ノ、私生子ニ在リテハ母ノ職業ヲ記入ス
ベシ

六 父母ノ出生ノ年月日欄ニハ戸籍簿ニ依
リ嫡出子ニ在リテハ父母ノ、庶子ニ在リ
テハ父ノ、私生子ニ在リテハ母ノ出生ノ
年月日ヲ記入スベシ

第十五 梨兒ニ付テハ戸籍令第六十五條ノ規
定ニ依ル梨兒ノ調書ニ基キ左ノ各號ニ依リ
記入ヲ爲スノ外「種類番號第 號」ト印刷
シアル下ノ括弧内ニ梨兒ト記入スベシ

一 姓名及男女ノ別欄ニハ死亡届書其ノ他
ノ關係書類ニ依リ男女ノ區別ニ從ヒ「男」
ヒ「男」又ハ「女」ト印刷シアル文字ノ
右側ニ圈點ヲ附シ姓名ノ下ニ梨兒ノ姓名
ヲ記入スベシ

二 出生ノ場所欄ニハ梨兒發見ノ場所ヲ記
入スベシ

三 出生ノ年月日欄ニハ出生ノ推定年月日
ヲ記入シ其ノ下ニ梨兒發見ノ年月日ヲ記
入スベシ

四 嫡庶私ノ別、父母ノ職業及父母ノ出生
ノ年月日ノ三欄ニハ記入スルコトヲ要セ
ズ

四 出生ノ年月日欄ニハ本籍アル者ニ在
リテハ戸籍簿ニ記載シアル出生ノ年月日
ヲ、其ノ他ノ者ニアリテハ關係書類ニ記
載シアル出生ノ年月日又ハ推定年齢ヲ記
入スベシ

第十六 死亡票ノ記入事項(一)乃至(八)ハ死亡届
書、診斷書、検案書、檢視調書、警察官、

區長又ハ隣佑ノ死亡證明書、官公署ノ報告、
航海日誌ノ謄本及戸籍簿ニ基キ左ノ各號ニ
依リ記入ヲ爲スノ外本籍ナキ者又ハ本籍分
明ナラザル者ニ付テハ「種類番號第 號」
ト印刷シアル下ノ括弧内ニ無籍又ハ本籍不
明ト記入スベシ

六 配偶ノ關係欄ニハ未ダ婚姻セサル者ニ
付テハ戸籍簿ニ別段ノ記載ナキモ現ニ配
偶者アル者及現ニ配偶者ナキモ嘗ツテ婚
姻シタルコトアリテ其ノ配偶者ニ死別シ
タル者又ハ配偶者ト離婚シタル者ハ戸籍

二 死亡ノ場所欄ニハ死亡届書其ノ他ノ關
係書類ニ記載シアル死亡ノ場所ヲ記入ス

三 死亡ノ年月日欄ニハ死亡届書其ノ他ノ
關係書類ニ記載シアル死亡ノ年月日ヲ記
入スベシ

四 出生ノ年月日欄ニハ本籍アル者ニ在
リテハ戸籍簿ニ記載シアル出生ノ年月日
ヲ、其ノ他ノ者ニアリテハ關係書類ニ記
載シアル出生ノ年月日又ハ推定年齡ヲ記
入スベシ

五 六歳未滿者ノ身分欄ニハ嫡出子ノ場合
ニハ戸籍簿ニ別段ノ記載ナキモ庶子及私
生子ノ場合ニハ戸籍簿ニ其ノ旨記載シア
ルヲ以テ右ノ區別ニ從ヒ「嫡出子」「庶子」
又ハ「私生子」ト印刷シアル文字ノ右側ニ
圈點ヲ附スベシ

簿ニ其ノ旨記載シアルヲ以テ右ノ區別ニ

從ヒ「未婚」「有配偶」「死別」又ハ「離

別」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附

スペシ但シ再婚以上ノ者ニ付テハ直前ノ

配偶關係ニ依ルベシ

夫妻同時ニ死亡シタル場合ニハ「有配偶」

ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附スペ

死」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附

シ更ニ病死ノ場合ニハ陽加答兒、流行性

感冒等其ノ病名及醫師、限地醫業者、醫

生等主治醫ノ種類ヲ、自殺ノ場合ニハ入

水、縊死等其ノ手段ヲ、其ノ他ノ變死ノ

場合ニハ溺死、凍死等其ノ種類ヲ相當欄

ニ成ルベク詳細ニ記入スペシ。但シ警察

官、區長又ハ隣佑二人以上ノ死亡證明書

ヲ添附セル死亡ニ付テハ「病死」ト印刷

シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ、「主治

醫」ト印刷シアル下ニ警察官、區長又ハ

隣佑ノ證明ト記入シ、病名ハ記入スルニ

及バズ

第十七 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ニ付テハ左

ノ各號ニ依リ記入ヲ爲スノ外「種類番號第

號」ト印刷シアル下ノ括弧内ニ失踪ト

記入スペシ

一 姓名及男女ノ別欄ニハ戸籍簿ニ依リ男

女ノ區別ニ從ヒ「男」又ハ「女」ト印刷シア

ル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ姓名ノ下ニ失

踪者ノ姓名ヲ記入スペシ

記載シアル民法第三十條ニ規定スル期間

満了ノ年月日ヲ記入スペシ

三 出生ノ年月日ヲ記入スペシ

ル出生ノ年月日ヲ記入スペシ

四 配偶ノ關係欄ニハ未ダ婚姻セザル者ニ

付テハ戸籍簿ニ別段ノ記載ナキモ現ニ配

偶者アル者及現ニ配偶者ナキモ嘗テ婚姻

シタルコトアリテ其ノ配偶者ニ死別シタ

ル者又ハ配偶者ト離婚シタル者ハ戸籍簿

ニ成ルベク詳細ニ記入スペシ。但シ警察

官、區長又ハ隣佑二人以上ノ死亡證明書

ヲ添附セル死亡ニ付テハ「病死」ト印刷

シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ、「主治

醫」ト印刷シアル下ニ警察官、區長又ハ

隣佑ノ證明ト記入シ、病名ハ記入スルニ

及バズ

第十八 戸籍令第五十二條第三項及第二十八

條第二項ノ規定ニ依リ監督裁判所ノ許可ヲ

得テ死亡確認ニ因ル除籍ノ手續ヲ爲シタル

者ニ付テハ左ノ各號ニ依リ記入ヲ爲スノ外

「種類番號第號」ト印刷シアル下ノ括弧

内ニ戸籍抹消ト記入スペシ

セズ

ベシ

一 姓名及男女ノ別欄ニハ戸籍簿ニ依リ男

女ノ區別ニ從ヒ「男」又ハ「女」ト印刷

シアル文字ノ右ニ圈點ヲ附シ姓名ノ下ニ

戸籍ヲ抹消セラレタル者ノ姓名ヲ記入ス

ベシ

二 死亡ノ年月日欄ニハ戸籍簿ニ依リ死亡

確認ノ年月日ヲ記入スペシ

三 出生ノ年月日欄ニハ戸籍簿ニ記載シアル出生ノ年月日ヲ記入スペシ

四 配偶ノ關係欄ニハ未だ婚姻セザル者ニ付テハ戸籍簿ニ別段ノ記載ナキモ現ニ配偶者アル者及現ニ配偶者ナキモ嘗テ婚姻

シタルコトアリテ其ノ配偶者ニ死別シタル者又ハ配偶者ト離婚シタル者ハ戸籍簿ニ其ノ旨記載シアルヲ以テ右ノ區別ニ從

ヒ「未婚」「有配偶」「死別」「離別」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附スペシ

但シ再婚以上ノ者ニ付テハ直前ノ配偶關係ニ依ルベシ

五 死亡ノ場所、六歳未満者身分、職業及

死亡ノ原因ノ四欄ニハ記入スルコトヲ要

三 分娩ノ年月日欄ニハ死胎分娩ノ年月日ヲ記入スペシ

四 妊娠ノ月數欄ニハ妊娠ノ月數ヲ記入ス

第五節 死産票

五 嫡庶私ノ別欄ニハ嫡出子、庶子及私生子ノ區別ニ從ヒ「嫡出子」「庶子」又ハ「私生子」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ

ノ死産票ヲ作成シ且「埋火葬認許證番號第

一」ト印刷シアル下ニ雙胎兒、三胎兒

等ノ區別ヲ記入スペシ

六 父母ノ職業欄ニハ嫡出子及庶子ニ在リテハ父ノ、私生子ニ在リテハ母ノ職業ヲ記入スペシ

七 父母ノ出生ノ年月日欄ニハ嫡出子ニ在リテハ父母ノ、庶子ニ在リテハ父ノ、私生子ニ在リテハ母ノ、出生ノ年月日ヲ記入スペシ

第三章 送致目錄ノ作成心得

第十九節 死産票ノ場合ニハ一死産兒毎ニ一枚

書及死産證明書又ハ警察官、區長隣佑二人以上ノ死產證明書ニ基キ左ノ各

號ニ依リ記入スペシ但シ内地、樺太、臺灣及南洋群島ノ戸籍若ヘ外國ノ國籍ヲ有スル

者付テハ其ノ戸籍若ハ民籍又ハ國籍ヲ「埋

火葬認許證番號第
一」ト印刷シアル下ニ記入スペシ

第二十一節 府邑面送致目錄ハ人口動態調查規則第十條及第十一條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ニ依リ之ヲ作成スペシ

一 調查票中或種ニ限り提出スペキモノナキトキハ府邑面送致目錄中當該種類ノ枚數欄ニ斜線ヲ劃シ尙備考欄ニ「ナシ」ト記入スペシ

二 府邑面ノ設置分合アリタル場合ニ人口動態調查事務ノ引繼ヲ受ケタル調査票ニ

(41)

付別ニ府邑面送致目錄ヲ作成シ「府邑面送致目錄(昭和年月)」ト印刷シアル
下ニ廢合ノ年月日及廢合セラレタル府邑面名ヲ記入シ「廳、事務所」ト印刷シアル
下ニ引繼ヲ受ケタル廳、事務所名ヲ記入スペシ

三 府邑面ガ單ニ其ノ名稱ヲ變更シタル場合又ハ面ガ邑トナリ若ハ邑ガ府トナリタル等ノ場合ニハ前府邑面名及其ノ變更アリタル年月日ヲ「府邑面送致目錄(昭和年月)」ト印刷シアル下ニ記入スペシ

四 府邑面ノ一部ガ分離シテ新ナル府邑面創設セラレ又ハ他府邑面ニ合併セラレタル場合ニハ分離前ノ府邑面ニ於テハ「府邑面送致目錄(昭和年月)」ト印刷シアル下ニ「分離ノ年月日及一部分離何府面創設又ハ何府邑面へ合併」ト記入シ一部分離シ創設セラレタル府邑面ニ於テハ「創設ノ年月日及何府邑面ヨリ分離設」ト記入シ、一部ヲ合併シタル府邑面ニ於テハ「合併ノ年月日及何邑面ノ一部本府邑面へ合併」ト記入スペシ

第二十二 郡島送致目錄ハ管内邑面送致目錄ノ記入ヲ検査シタル後左ノ各號ニ依リ之ヲ作成スベシ
一 管内各邑面送致目錄記入ノ枚數ヲ各種面括數ヲ計ヘテ之ヲ括數欄ニ記入スペシ
但シ邑面中或種ノ調査票ノ枚數記入ナキモノアルトキハ郡島送致目錄中當該種類ノ備考欄ニ「何邑面又ハ何邑面外何箇邑面ナシ」ト記入各邑面ヲ通ジ或種ノ調査票ノ枚數記入ナキモノアルトキハ枚數及括數欄ニ斜線ヲ劃シ其ノ備考欄ニ「ナシ」ト記入スペシ

二 「郡島送致目錄」ト印刷シアル下ノ括弧内ニハ調査票ノ屬スル年月ヲ記入スペシ

三 「所轄邑面總數」「邑面括數」「邑面送致目錄枚數」ト印刷シアル下ニハ夫々管内ニハ調査票ノ屬スル年月ヲ記入スペシ

四 前各號ノ手續ヲ終ヘタルトキハ提出ノ年月日及道名ヲ記入シ道知事其ノ下ニ捺印スベシ

第一節 婚姻票ノ記入例
第四章 記入例

婚姻票									
昭和三十一年二月二日									
(一)種別		普通		招婚		(道)京畿道(舊郡制)(面積)(面積)		(道)忠清北道(舊郡制)(面積)(面積)	
(二)本籍地		夫		妻		忠清北道		忠清北道	
(三)婚姻當時		夫		妻		忠清北道		忠清北道	
(四)受理年月日		昭和十三年二月七日		大正二年六月一日		大正四年三月四日		大正二年六月一日	
(五)姓名		李鳳山		朴點順		李鳳山		朴點順	
(六)出生年月日		大正二年六月一日		妻の年月日		大正二年六月一日		妻の年月日	
(七)配偶關係		初婚死別離別不詳		夫の年月日		初婚死別離別不詳		夫の年月日	
(八)職業		普通學校訓導		業業		普通學校訓導		業業	
種類番號第一三號									

婚姻票									
昭和三十一年二月二日									
(一)種別		普通		招婚		(道)京畿道(舊郡制)(面積)(面積)		(道)忠清北道(舊郡制)(面積)(面積)	
(二)本籍地		夫		妻		忠清北道		忠清北道	
(三)婚姻當時		夫		妻		忠清北道		忠清北道	
(四)受理年月日		昭和十三年二月七日		大正二年六月一日		大正四年三月四日		大正二年六月一日	
(五)姓名		李鳳山		朴點順		李鳳山		朴點順	
(六)出生年月日		大正二年六月一日		妻の年月日		大正二年六月一日		妻の年月日	
(七)配偶關係		初婚死別離別不詳		夫の年月日		初婚死別離別不詳		夫の年月日	
(八)職業		普通學校訓導		業業		普通學校訓導		業業	
種類番號第七號									

第一例 夫ノ本籍面事務所ヨリ提出スベキモノ
夫妻本籍地ヲ異ニスル爲一婚姻ニ對シ一枚ノ婚姻票ヲ要スル普通婚姻ノ例

妻ノ本籍面事務所ヨリ提出スベキモノ
種類番號第一三號

シベス入記テシ照ニ得心成作

第二例 夫妻ノ本籍地ハ同一ニシテ所在地ハ本籍地外ニ在ル招婚姻ノ例

婚姻		昭和三十一年九月十五日		受理ノ年月日		出生ノ年月日		配偶ノ關係		種類番號第一五號	
(一)種別 普通		(二)本籍地 夫(道)全羅南道(郡府)(面色)		(三)婚姻當時 夫(道)京畿道(郡府)(面色)		妻(道)金羅南道(郡府)(面色)		夫(道)光州府(郡府)(面色)		妻(道)光州府(郡府)(面色)	
申產 弘		鄭蓮 伊		大正元年十一月十八日		妻(道)京畿道(郡府)(面色)		富川郡(郡府)(面色)		文鶴面	
票月九年三十和昭											

シベス入記テシ照=得心成作

第三例 妻分内地人ナル場合普通婚姻ノ例

婚姻		昭和十三年十月十五日		受理ノ年月日		出生ノ年月日		配偶ノ關係		種類番號第二〇三號	
(一)種別 普通		(二)本籍地 夫(道)黃海道(郡府)(面色)		(三)婚姻當時 夫(道)平安南道(郡府)(面色)		妻(道)愛知縣(郡府)(面色)		夫(道)平安南道(郡府)(面色)		(道)黃海道(郡府)(面色)	
松島ナシ		水野村		東晉日井郡(郡府)(面色)		平壤府(郡府)(面色)		平壤府(郡府)(面色)		海州邑(邑)	
票月十年三十和昭											

シベス入記テシ照=得心成作

票			
離		月四 年三十 和昭	
離		(一) 種類番號第八號	
(道) 金羅南道 麗水郡(面邑) 麗水邑		(道) 全羅南道 麗水郡(面邑) 麗水邑	
夫妻本籍地ノ異ニスル爲一離婚ニ對シ一枚ノ離婚票ヲ要スル妻ガ婚姻家ヲ去ル協議		夫妻別 妻ガ婚姻家ヲ去ル ルノ夫才婚姻家ヲ去ルモノ	
第一節 離婚票ノ記入例		上ノ離婚ノ例 夫・妻本籍邑事務所ヨリ提出スベキモノ	
離		離	
離		月二十 年三十 昭和十三年十月十五日	
離		(道) 全羅北道 益山郡(面邑) 裡里邑	
道種別		道種別	
道普通招婿		道普通招婿	
梁 龍 懿		梁 龍 懿	
昭和十三年十月十五日		昭和十三年七月二日 明治十四年八月九日	
初婚死別離別不詳		夫(妻) 明治十四年七月二日	
初婚死別離別不詳		夫(妻) 明治十四年七月二日	
基督宣教師		基督宣教師	
裁縫職業		裁縫職業	
離		離	
離		月二十一 年三十 昭和十三年十月十五日	
離		(道) 北米合衆國 桑港	
道本籍地		道本籍地	
道夫妻當時		道夫妻當時	
道妻		道妻	
道夫		道夫	
出生ノ年月日		出生ノ年月日	
離		離	
離		月四 年三十 和昭	
離		票	

シベス入記テシ照=得心成作

第四例 妻ガ外國人ニシテ外國ニ於テ作ラシメタル證書ノ謄本ニ依ル普通婚姻ノ例

票		姻 婚	
離		月二十一 年三十 昭和十三年十月十五日	
離		(道) 全羅北道 益山郡(面邑) 裡里邑	
道種別		道種別	
道普通招婿		道普通招婿	
梁 龍 懿		梁 龍 懿	
昭和十三年十月十五日		昭和十三年七月二日 明治十四年八月九日	
初婚死別離別不詳		夫(妻) 明治十四年七月二日	
初婚死別離別不詳		夫(妻) 明治十四年七月二日	
基督宣教師		基督宣教師	
裁縫職業		裁縫職業	
離		離	
離		月二十一 年三十 昭和十三年十月十五日	
離		(道) 北米合衆國 桑港	
道本籍地		道本籍地	
道夫妻當時		道夫妻當時	
道妻		道妻	
道夫		道夫	
出生ノ年月日		出生ノ年月日	
離		離	
離		月二十一 年三十 昭和十三年十月十五日	
離		(道) 全羅北道 益山郡(面邑) 裡里邑	
道種番號第二〇三號		道種番號第二〇三號	
離		票	

シベス入記テシ照=得心成作

妻 妻ノ本籍面事務所ヨリ提出スベキモノ		票 月四年三十和昭	
(道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(一)種類番號第五號 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ガ嫁家ヲ去ルノ夫ガ嫁家ヲ去ルモノ (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(二)本籍地 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ヘタル者夫 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(三)離婚當時 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
昭和十一年五月二十六日 確定ノ年月日(昭和十三年四月十五日)		(四)協議離婚 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ヘタル者夫 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(五)裁判離婚 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
昭和十一年五月二十六日 確定ノ年月日(昭和十三年四月十五日)		(六)婚姻ノ年月日 夫明治三十三年五月七日妻明治二十八年六月九日	
妻ヘタル者夫 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(七)姓名 金雄龍	
妻ヘタル者夫 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(八)出生ノ年月日 夫明治三十三年五月七日妻明治二十八年六月九日	
妻ヘタル者夫 (道)金羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(九)職業 金英淑	

第二例 夫妻ノ本籍地同一ニシテ所在地ハ本籍地外ニ在ル夫ガ嫁家ヲ去ル裁判上ノ離婚

妻 妻ノ本籍面事務所ヨリ提出スベキモノ		票 月四年三十和昭	
(道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(一)種類番號第五號 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ガ嫁家ヲ去ルノ夫ガ嫁家ヲ去ルモノ (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(二)本籍地 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(三)離婚當時 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(四)協議離婚 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(五)裁判離婚 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(六)婚姻ノ年月日 夫明治三十三年五月七日妻明治二十八年六月九日	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(七)姓名 金英蓉	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(八)出生ノ年月日 夫明治三十三年五月七日妻明治二十八年六月九日	
妻ヘタル者夫 (道)全羅南道(郡)麗水郡(面)召羅面(郡幕)[召羅面事務所]		(九)職業 金英淑	

シベス入記テシ照ニ得心成作

第一例 嫁田子ノ出生ノ例		第二例 航海中ニ於ケル雙兒庶子(出生ノ例)	
第三節 出生票ノ記入例		第四節 出生票ノ記入例	
種類番號第一〇二號(雙兒)		種類番號第一〇二號(雙兒)	
(道)慶尚南道(縣)金山府(邑)務臘事(所)釜山府廳		(道)慶尚南道(縣)金山府(邑)面(色)金仁洙	
(一)男女別 男 (名姓) 田子		(一)男女別 男 (名姓) 仁洙	
(道)太平洋(國)道昭和十三年一月三日		(道)太平洋(國)道昭和十三年一月三日	
(三)出生ノ年月日 昭和十三年二月一日		(三)出生ノ年月日 昭和三十九年十月十五日	
(四)嫡庶私ノ別 嫡田子 庶子 私生子		(四)嫡庶私ノ別 嫡田子 庶子 私生子	
(五)職父母ノ業 農業		(五)職父母ノ業 農業	
(六)父母ノ年月日 明治三十八年三月十八日		(六)父母ノ年月日 明治三十九年十月十五日	
主		主	
出生票 月二年三十和昭		出生票 月一年三十和昭	
主		主	

第一例 嫁田子ノ出生ノ例		第二例 航海中ニ於ケル雙兒庶子(出生ノ例)	
第三節 出生票ノ記入例		第四節 出生票ノ記入例	
種類番號第一一一二號()		種類番號第一〇二號()	
(道)京畿道(縣)京城府(邑)務臘事(所)京城府廳		(道)京畿道(縣)京城府(邑)面(色)尹相勵	
(一)男女別 男 (名姓) 田子		(一)男女別 男 (名姓) 尹相勵	
(道)江原道(縣)春川郡(邑)春川邑		(道)江原道(縣)春川郡(邑)面(色)金仁洙	
(三)出生ノ年月日 昭和十三年二月一日		(三)出生ノ年月日 昭和三十九年十月十五日	
(四)嫡庶私ノ別 嫡田子 庶子 私生子		(四)嫡庶私ノ別 嫡田子 庶子 私生子	
(五)職父母ノ業 農業		(五)職父母ノ業 農業	
(六)父母ノ年月日 明治三十八年三月十八日		(六)父母ノ年月日 明治三十九年十月十五日	
主		主	
出生票 月二年三十和昭		出生票 月一年三十和昭	
主		主	

シベス入記テシ照=得心成作

票
月二十年三十和昭

(六)父母ノ年月日生
(五)職父母業ノ
母父

年月日
年月日
年月日

嫡庶私ノ別
嫡出子庶子私生子

(四)出生ノ年月日
(三)出生ノ年月日
(二)出生ノ場所

(道)慶尚北道盈德郡邑江口面
(事)江口面事務所

種類番號第三〇五號(葉兒)
(生)

シペス入記テシ照ニ得心成作

第三例 葉兒

票
月一年三十和昭

(六)父母ノ年月日生
(五)職父母業ノ
母父

年月日
年月日
年月日

嫡庶私ノ別
嫡出子庶子私生子

(四)出生ノ年月日
(三)出生ノ年月日
(二)出生ノ場所

(道)太平洋(萬都府)金錢富
(事)釜山府(務所)釜山府

種類番號一〇三號(雙兒)
(生)

シペス入記テシ照ニ得心成作

票
月一年三十和昭

(六)父母ノ年月日生
(五)職父母業ノ
母父

年月日
年月日
年月日

嫡庶私ノ別
嫡出子庶子私生子

(四)出生ノ年月日
(三)出生ノ年月日
(二)出生ノ場所

(道)慶尚南道釜山府邑(務所)釜山府

種類番號第一號(雙兒)
(生)

シペス入記テシ照ニ得心成作

死

(道) 全羅南道(面) 濟州島(面) 濟月面事務所(面)	(一) 男姓名及別 女 (名姓) 朴均徹	(二) 死亡ノ場所 (道) 全羅南道(面) 濟州島(面) 濟月面事務所(面)	(三) 出生ノ年月日 昭和十三年五月十日	(四) (五) (六) (七) 職業 業大工 甲) 死亡者ノ職業 乙) 戸主又ハ之ニ準ズル者ノ職業 准	(八) 死亡ノ原因 自殺手段 病死 氣管支肺炎 主治醫師	死亡 昭和 票月五 年三十 和昭 死
------------------------------	----------------------------	---	-------------------------	---	--	-----------------------------------

第一例 戸主又ハ之ニ準ズル者ノ病死ノ例

死

(道) 江原道(面) 金化郡(面) 近東面事務所(面)	(一) 男姓名及別 女 (名姓) 李淳英	(二) 死亡ノ場所 (道) 江原道(面) 金化郡(面) 近東面事務所(面)	(三) 出生ノ年月日 昭和十三年二月五日	(四) (五) (六) (七) 職業 業荷車挽(乙)ズル者ノ職業 准農業	(八) 死亡ノ原因 自殺手段 病死 其他變死一種類	死亡 昭和 票月二 年三十 和昭 死
-----------------------------	----------------------------	--	-------------------------	--	------------------------------------	-----------------------------------

第二例 戸主又ハ之ニ準ズル者アラユル者ノ業者ノ自殺ノ例

第四例 本籍分明ナラザル者ノ自殺ノ例

第三例 六歳未滿者ノ機列ノ例

第五例 失踪ノ例

死									
票月九十年三十一和昭									
(一) 男女名別及(名姓)	(二) 死亡ノ場所(道)(面積的)	(三) 死亡ノ年月日(昭和十三年九月五日)	(四) 出生ノ年月日(明治十一年十二月十日)	(五) 六歳未満(子女)	(六) 配偶ノ關係(甲) / 死亡者ノ職業(乙) / 月主又ハ之ニ準	(七) 職業(甲) / 死亡者ノ職業(乙) / 月主又ハ之ニ準	(八) 原死亡ノ因(自殺手段)	病死	死病名
(道) 龐尚南道(晋州郡)(面積的)晋州邑(房事)晋州邑事務所	(道) 龐尚南道(晋州郡)(面積的)晋州邑(房事)晋州邑事務所	(道) 龐尚南道(晋州郡)(面積的)晋州邑(房事)晋州邑事務所	(道) 龐尚南道(晋州郡)(面積的)晋州邑(房事)晋州邑事務所	(道) 龐尚南道(晋州郡)(面積的)晋州邑(房事)晋州邑事務所					
シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作	シヘス入記テシ照ニ得心成作

第六例 月籍抹消ノ例

死									
票月六年三十和昭									
(一) 男女名別及(名姓)	(二) 死亡ノ場所(道)(面積的)	(三) 死亡ノ年月日(昭和十三年六月七日)	(四) 出生ノ年月日(明治二年五月十日)	(五) 六歳未満(子女)	(六) 配偶ノ關係(甲) / 死亡者ノ職業(乙) / 月主又ハ之ニ準	(七) 職業(甲) / 死亡者ノ職業(乙) / 月主又ハ之ニ準	(八) 原死亡ノ因(自殺手段)	病死	死病名
(道) 黄海道(黄州郡)(面積的)黄州郡(面積的)三浦邑(房事)三浦邑事務所									
シベス入記テシ照ニ得心成作									

第一例 嫁出子死産ノ例

第五節 死産票ノ記入例

埋火葬認許證番號第一號

死 產		昭 和 二 年 三 月 二 日	(一) 分娩ノ場所	(道) 忠淸南道(面)天安郡(面)散城面
死 產		昭 和 十三年二月七日	(二) 男女ノ別	男
死 產		昭 和 十三年七月十五日	(三) 分娩ノ年月日	(道) 忠淸南道(面)天安郡(面)散城面
死 產		明 治 四 十二 年 七 月 十 五 日	(四) 妊娠ノ月數	(5)
死 產		明 治 四 十三 年 十一 月 三 十 日	(五) 婦庶私ノ別	嫡出子
死 產		明 治 四 十四 年 十 月 一 日	(六) 父母ノ業	農業自作
死 產		明 治 四 十四 年 十 月 一 日	(七) 父母ノ業	母

シベス入記テシ照ニ得心成作

シベス入記テシ照ニ得心成作

死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(一) 分娩ノ場所	(道) 京畿道(面)京城府(邑)
死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(二) 男女ノ別	男
死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(三) 分娩ノ年月日	(道) 京畿道(面)京城府(邑)
死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(四) 妊娠ノ月數	(6)
死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(五) 婦庶私ノ別	嫡出子
死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(六) 父母ノ業	農業自作
死 產		昭 和 三 十 年 五 月 二 日	(七) 父母ノ業	母

第二例 雙胎兒(私生子)死産ノ例

埋火葬認許證番號第二九號雙胎兒

第一例 嫁出子死産ノ例

府邑面送致目録 (昭和十三年二月)			
枚数	番号	備考	本符ニテ記入 本府ニテ記入番號
本籍婚姻七五自第十九〇號 至第二二三三號			
本籍離婚一二二自第二二二號 至第三四一九號			
死 者 死 出 生 二〇八 死 亡 一五七 死 者 死 出 生 二〇八 死 亡 一五七 死 者 死 出 生 二〇八 死 亡 一五七			
不明本籍 者名ヲサク 者及本籍 出ル者、死 亡者			
死 產			
昭和十三年三月十日 (道) 麗苟甫道(舊都) 金山府(務所) 金山府廳(印)			

第一例

人口動態調査票中或種ニ限り提出すべきモノナキ場合ノ例

死	昭和三十年五月三十日	票月
(一) 分娩ノ場所	京畿道(舊都) 京城府(舊都) (道) 京畿道(舊都) 京城府(舊都)	(六) 父母職業 母 父 母 母
(二) 男女ノ別	男) (女) 男 女	(七) 父母出生年月日 父 年 月 日 母 年 月 日
(三) 分娩ノ年月日	昭和十三年五月十八日	(四) 妊娠ノ月數 六箇月
(五) 嫁庶私ノ別	嫁出子庶子私生子	(五) 嫁庶私ノ別
(六) 嫁庶私ノ別		(六) 嫁庶私ノ別
埋火葬認許證番號第三〇號	雙胎兒	
(道) 京城府(舊都) 京城府(務所) 京城府廳		

シベス入記テシ照ニ得心成作

府邑面送致目録(昭和十三年一月)

(道)江原道 (郡)葛珍郡 (事)西面事務所		昭和十三年二月八日	
本籍	婚姻	/	死産
	至第	自第	第
枚數	番號	/	死亡
	自第	第	死
枚數	番號	/	出生
	自第	第	出
枚數	番號	/	離婚
	自第	第	婚
枚數	番號	/	者アル
	自第	第	者
本籍ノ書記入欄に於て、同一面内に複数の登記事務所がある場合は、該登記事務所の名前を併記する。			

府邑面送致目録(昭和十三年二月) 合併前ノ甲面ノ分

(道)何道 (郡)事務所乙面事務所		昭和十三年三月四日	
本籍	婚姻	/	死産
	至第	自第	第
枚數	番號	/	死亡
	自第	第	死
枚數	番號	/	出生
	自第	第	出
枚數	番號	/	離婚
	自第	第	婚
本籍ノ書記入欄に於て、同一面内に複数の登記事務所がある場合は、該登記事務所の名前を併記する。			

第三例 府邑面ノ置区分合ノ結果甲面ノ事務乙面ニ引繼ガレタル場合、於テ乙面長人口動

熊調查票ヲ提出スル例

甲邑が乙府トナリタル場合乙府尹ヨリ提出スル例

府邑面送致目錄(昭和十三年四月) 甲邑ヲ廢シ、乙府ヲ設置

本籍婚姻	三三至第三五號	枚數番號	備考
本籍婚姻	三三至第三六號	枚數番號	備考
者アル離婚	一〇自第三九號	枚數番號	備考
者アル離婚	一一〇自第二三五號	枚數番號	備考
死産	六自第二三二號	枚數番號	備考
死産	八四至第三五號	枚數番號	備考
死亡	一〇自第三五號	枚數番號	備考
出生	一一〇自第二三五號	枚數番號	備考
死亡	一一〇自第二三五號	枚數番號	備考
出生	一一〇自第二三五號	枚數番號	備考

(道) 何道(倫理) 乙府廳事(印)

昭和十三年五月十日

甲面ヨリ提出スベキモノ

例

府邑面送致目錄(昭和十三年三月) 本邑ノ一部分離乙邑ハ併合

本籍婚姻	一一〇自第二三五號	枚數番號	備考
者アル離婚	一一〇自第二三五號	枚數番號	備考
死産	二二自第五號	枚數番號	備考
死産	二二自第六號	枚數番號	備考
死	二二自第六號	枚數番號	備考
死	二二自第六號	枚數番號	備考
死	二二自第六號	枚數番號	備考
死	二二自第六號	枚數番號	備考
死	二二自第六號	枚數番號	備考
死	二二自第六號	枚數番號	備考

昭和十三年六月三十日		所轄邑面總數		七十七		(道)全羅北道		邑面送致目錄枚數		昭和十三年六月三十日	
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 四 二	離 婚 三 三	本籍 婚姻 一 五 〇	一 四 永 元 面 外 二	北 面 外 五	北 面 外 六	篠 面 ナ シ	篠 面 ナ シ	德 川 面 ナ シ	死 產 一 四
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 四 二	離 婚 三 三	本籍 婚姻 一 五 〇	一 四 永 元 面 外 二	北 面 外 五	北 面 外 六	篠 面 ナ シ	篠 面 ナ シ	德 川 面 ナ シ	死 產 一 〇
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 四 二	離 婚 三 三	本籍 婚姻 一 五 〇	一 四 永 元 面 外 二	北 面 外 五	北 面 外 六	篠 面 ナ シ	篠 面 ナ シ	德 川 面 ナ シ	死 產 一 四
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 四 二	離 婚 三 三	本籍 婚姻 一 五 〇	一 四 永 元 面 外 二	北 面 外 五	北 面 外 六	篠 面 ナ シ	篠 面 ナ シ	德 川 面 ナ シ	死 產 一 四

第七節 郡島送致目錄(昭和十三年五月)

第七節 郡島送致目錄ノ記入例

昭和十三年四月十日		(道)何道(萬葉)何郡(事務所乙)事務所(印)		本籍婚姻		一〇自第二九號		三自第四號		一八自第六號		七自第三號		二自第二號		二自第三號		二死產		二死產		昭和十三年四月十日	
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 一	離 婚 二	本籍 婚姻 一 〇	一 一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 一	離 婚 二	本籍 婚姻 一 〇	一 一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 一	離 婚 二	本籍 婚姻 一 〇	一 一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	
死 者 ア ル	死 亡 レ	出生 一	離 婚 二	本籍 婚姻 一 〇	一 一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	

府邑面送致目錄(昭和十三年三月) 昭和十三年三月四日

乙邑ヨリ提出スベキモノ

第八節 道送致目録ノ記入例

道送致目録		(昭和十三年一月)	
府名	括數	送致目録數	備考
京城府	一	一	
仁川府	一	一	
開城府	一	一	
計	三	三	
郡島名	邑面數	邑面括數	備考
高陽郡	九	八	各貢ノ初行ニ項目ノ欄ヲ設クベシ
廣州郡	一六	一六	別表道府郡島名順序府ノ項中忠淸南道ノ欄ニ
計	二三八	二三七	「大田府」ヲ、全羅北道ノ欄中「群山府」ノ次ニ
			「全州府」ヲ、全羅南道ノ欄中「木浦府」ノ次ニ
			「光州府」ヲ、咸鏡北道ノ欄中「淸津府」ノ次ニ
			「羅津府」ヲ加フ同表郡ノ項忠淸南道ノ欄中
			「全州郡」ヲ、「完州郡」ニ、全羅南道ノ欄中
			「大田郡」ヲ、「大德郡」ニ、同項全羅北道ノ欄中
			「光州郡」ヲ、「光山郡」ニ改ム
			別冊甲號ヲ左ノ如ク改ム
			(別冊省略)

昭和十三年三月十日

朝鮮總督 某 殿

京畿道知事某

朝鮮總督府報告例中左ノ通改正シ昭和十三年

○朝鮮總督府報告例中

一月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正ノ件

朝鮮總督府訓令第七十七號

第四條 地方法院又ハ地方法院檢事局ノ長ハ

朝鮮總督 南 次 郎

(別冊省略)

別冊乙號ヲ左ノ如ク改ム

管内ノ各地方法院支廳及地方法院出張所又ハ各檢事分局ノ長ヨリ提出シタル報告ヲ各廳別ニ取纏メ提出スペシ
刑務所支所、稅關支署又ハ稅關出張所ノ長ヨリ提出スペキ報告ハ刑務所又ハ稅關ヲ經由スルニ及バズ

第六條 統計表ノ様式ニ瓦ルトキハ各頁ノ初行ニ項目ノ欄ヲ設クベシ

別表道府郡島名順序府ノ項中忠淸南道ノ欄ニ

「大田府」ヲ、全羅北道ノ欄中「群山府」ノ次ニ

「全州府」ヲ、全羅南道ノ欄中「木浦府」ノ次ニ

「光州府」ヲ、咸鏡北道ノ欄中「淸津府」ノ次ニ

「羅津府」ヲ加フ同表郡ノ項忠淸南道ノ欄中

「全州郡」ヲ、「完州郡」ニ、全羅南道ノ欄中
「大田郡」ヲ、「大德郡」ニ、同項全羅北道ノ欄中
「光州郡」ヲ、「光山郡」ニ改ム

塵の話

大義生

アドバルーン

アドバルーンは二・二六事件に叛乱部隊を諭す爲に使はれて、名放送「兵に告ぐ」と共にあの陰惨な零園氣に明快で効果的な役目を果したことは、國民の記憶に尙新なものがある。

今度の上海戦に、大陽鎮占據以來上海の空に、次々と支那軍の心膽を寒からしめるやうな極めて適切な大ニュースが、アドルンによつて掲げられたことも痛快の限りだ。中にも「華軍放棄上海」「日軍〇萬上陸杭州北岸」などは素晴らしいもので、之を仰ぎ見た南市浦東の殘敵も、さすがにドギモを抜かれて戦意頓に消失したとは無理もない。惜むべき敵軍を指して支那軍とも云はずに敢て華軍と呼んだなど、たとへ英國側に掲げさしても、あれ以上の名文句はあるまい。

「日軍〇萬上陸杭州北岸」は、日本側のいつもの内輪過ぎる宣傳にも似合はぬ思ひきり方だが英語のミリオネアは必ずしも百萬長者と限つた言葉でもなし、白髮三千丈式の支那では、これ位に形容せぬと眞相がピンと響かぬお國柄だから仕方がない。

敵愾心

日清戦争後に流行した俗歌にこんなのがある。「日清談判破裂して、品川乗り出す吾妻艦……（中略）……遺恨かさなるチヤン／＼糞坊主、愉快々々」之は明治三十年頃見世物小屋でドンチャーン鳴物入りで、壯士が剣舞をやりながら歌つてゐるのを聞いたやうに記憶する。

「チヤンチヤン糞坊主」とは隨分ひどい事を云つたものだが、併し當時は之が少しもおかしくなかつたのである。それにも今度の事變に國民はよく政府の方針を認識し、かの通州事變の悲報に接しても、ヂツと齒を喰ひしばりながらも、在留支那人に對しては毫も侮辱的態度を示さず、天晴れ大國民の襟度を持して來た。これこそ日清戦役以來四十餘年間に培はれた國力の充實と國民品位の向上とに依るもので、洵に感慨に堪えぬものがある。

外來語と漢字

アドバルーンは Advertising balloon から來た和製英語だと云ふが、今では廣告氣球などゝ云ふよりもわかり易く、日本語になり切つてゐる。昔は學問することは漢字を澤山覺えて漢文調の文章が書けるやうになると思はれてゐた。そこで重寶な假名と云ふものがあつても、外國の地名や物名にまで苦心して漢字のアテ書きをやつたものだ。

今でこそ燐寸をマツチ、硝子をガラスとよむのは、少しも不自然でなくなつたが、洋灰がセメントで、蕃茄がトマト、金絲雀がカナリヤ、木乃伊がミイラ、金字塔がピラミッドなど、讀まねばならぬのでは、小學生が氣の毒になる。更に地名では君士坦丁堡がコンスタンチノープル、堪察加がカムチャツカ、牛津劍橋がオックスフォード、ケンブリッヂで、人名では彌爾敦がミルトン、比斯馬克がビスマールク、物名では火酒がウォツカ聖誕祭がクリスマス、虎眼がトラホームなどづい分アテ字の創作には苦心の跡が見える。併も之等は多年の経験で讀めるには讀めるが、恐らく満足に書ける人は少いであらう。からした無駄を吾々は漢字習得に於て強制されて來たのである。

外來語はなるべく原語の發音に近く、假名で書くことゝ大毎のスタイル・ブックは定めであるが、漢字制限はかゝる方面から先づ實施せられねばなるまい。

支那の現代語

「火の車に乗つて行け」とでも云つたら、地獄へ行くのでもないのにと、日本人ならおこるところだが支那では火車は汽車のことだ。

「昨夜血の雨が降つた」と云へば、日本なら大喧嘩のあつた事だが、支那で血雨とは黃砂の交つた濁つた雨のことである。黃砂は氣象學の術語で、大陸の砂漠から巻き揚がる砂塵が、上層氣流に乗つて遠方遙かの地方に降るのを云ふのだが、本家本元の支那では之を霧（パイ）と呼んでゐる。少し物識りぶるやうでおかしいが、支那の血雨の事を英語では、そのまま直譯したのか blood rain と云つてゐる。

支那の現代語が日本に輸入されてそのまま通用してゐるのが、だん／＼多くなつた。工作、苦力、華僑、便衣隊、面子、通電、容共、傳單、要人などは誰でも知る通りである。

一寸覺えにくいものには電影（映畫）、影戲館（映畫館）、工會（労働組合）、鈔票（紙幣）、鐵甲車（装甲車）買辦（アローカー）等があつ

て、北支あたりではもう立派な日本語として使はれてゐると云ふ。

婦人職業戦線

一流料亭の仲居頭などは、先づよい收入の筆頭だらう。水商賣の常として、月によつて甚だしい違ひはあるが、京城では最低百二、三十圓からよい月には二百圓以上にもなること、その代り客への貸しは仲居の責任になるからチヨイ／＼之にひつかかる。

一流旅館の女中頭は、略毎月の收入は一定して百圓から百五六十圓位、之はまた立つたり座つたりで、銘仙ものながら着物の損ずることはおびたゞいもので、勞働の烈しいことは女人夫と變りがないと云はれる位だ。

藝者はビンからキリまで、あまりに收入の差違が大きいが、一流藝者の座敷者は一揃へ妓生は木綿や人絹の着物で一流料亭へ平氣で乗り込むんだから驚く。ところが京城のタレバリストには三、四十圓の人が多いが、

支那の現代語が日本に輸入されてそのまま通用してゐるのが、だん／＼多くなつた。工作、苦力、華僑、便衣隊、面子、通電、容共、傳單、要人などは誰でも知る通りである。

時局の影響は高級な料理屋ほど甚だしいそ

うだ。その爲かおでん屋は益々大繁昌、更に本町電車終點あたりの屋臺店は押すなくの大入りだ。お茶と稱する茶碗酒で、燒鳥の立喰ひなんか、偉い人の知らぬ味である。ところが最近、屋臺店の酒賣りはまかりならぬと取締まられ、燒鳥黨大恐慌、態々サイダー瓶に酒をつめて持參する連中もあるとほゝ笑ましい。

併も初め二年間位は日給九十錢位、可憐な婦人技術員に先づ休養を與へよと叫びたい。

麗人行商隊

どうも話が理に落ちて面白くない。最後に街で拾つた話題を一寸提供して擱筆する。

近頃京城の官廳や銀行會社へ洋装の麗人が訪れて、得意の愛嬌戰術で盛んにネクタイを賣りさばいてゐる。一枚一圓出して買へたネクタイを、歸つて妻君に見せたら人絹だつたと云ふので、大眞じめに抗議を申込んだ男がある。今時一圓で純絹のネクタイを、併も美人の出張サービスよろしく選擇しようと云ふのは、心臓に毛のはえた人のやる事だが、それにしてもツミな美人行商隊ではある。

時局の影響は高級な料理屋ほど甚だしいそ



昭和十一年末

民有非課稅地及國有地

【總督官房文書課調査】

昭和十一年末現在に於て土地臺帳及林野臺帳に登録されて居る民有非課稅地及國有地は千六百七十萬七千三百十九町歩で、其の内民有非課稅地は千九十六萬九千六百四十八町歩(總面積の六五・七%)、國有地は五百七十三萬七千六百七十一町歩(總面積の三四・三%)である。之を前年末に比較すると民有非課稅地は二萬二千五十六町歩(二厘)、國有地は十八萬四千八十八町步(三分一厘)を各減少し結果合計に於ては二十萬六千百四十四町歩(一分二厘)の減少である。而して昭和元年末に較し民有非課稅地は五割九分の増加で、之に反し國有地は四割の減少である。

國 有 地	田	畠	塙	池	沼	雜種	林 野	寺 地	墳 墓 地	公 園	鐵 道 用 地
民 有 非 課 稅 地	一六、三四	六、四六	二、九八	二、九九	一、四六		一〇、六、一四	八、五	一、九、七	五、六	七、七
	一	二	七	一	一		一	一	一		一
	四五	五、五七	七九	五、五〇七	七七		一〇、六、一四	八、五	一、九、七	五、六	七、七

次に之を地目別に就て觀ると、林野が其の大部で千六百五十三萬六千九百町歩、總面積の九九・〇%を占め、遙に降つて墳墓地の五萬一千百町歩、溜池の二萬六千六百町歩、田の一萬六千二百町歩、道路の一萬五千二百

町歩、河川の一萬三千三百町歩、溝渠の一萬千百町歩が之に亞いで居る。其の他五千町歩以上一萬町歩未滿のものに雜種地、畠、鐵道線路、鐵道用地がある。

(其ノ二)

國 有 地	實 數	實 數	實 數	實 數	實 數	實 數	實 數
昭和元年末	六、九八、四六町	七、〇三、二四七町	一、〇九町	四三六町	九五〇、一八八町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和二年末	七、〇三、二四七町	一、〇九町	一、〇九町	四三六町	九五〇、一八八町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和三年末	七、三〇、三〇八町	一、〇九町	一、〇九町	四三六町	九五三、一〇三町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和四年末	七、三〇、三〇八町	一、〇九町	一、〇九町	四七六町	九五三、一〇三町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和五年末	七、五三、七〇一町	一、一三五町	一、一三五町	五六六町	九五五、一〇一町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和六年末	九、四二、五三三町	一、一三六町	一、一三六町	五六三町	九五七、一〇二町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和七年末	九、七五、六一〇町	一、一四〇町	一、一四〇町	五六三町	九五九、一〇四町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和八年末	一〇、一三三、九九八町	一、一四六町	一、一四六町	六二五町	九六一、一〇五町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和九年末	一〇、九三、五五五町	一、一四七町	一、一四七町	六三六町	九六三、一〇七町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和十年末	一〇、九八、七〇四町	一、一五九町	一、一五九町	六三六町	九六五、一〇九町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和十一年末	一〇、九九、七〇六町	一、一六一町	一、一六一町	六三六町	九六七、一〇九町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和元年末	六、九八、四六町	七、〇三、二四七町	一、〇九町	四三六町	九五〇、一八八町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和二年末	七、〇三、二四七町	一、〇九町	一、〇九町	四三六町	九五〇、一八八町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和三年末	七、三〇、三〇八町	一、〇九町	一、〇九町	四三六町	九五三、一〇三町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和四年末	七、三〇、三〇八町	一、〇九町	一、〇九町	四七六町	九五三、一〇三町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和五年末	七、五三、七〇一町	一、一三五町	一、一三五町	五六六町	九五五、一〇一町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和六年末	九、四二、五三三町	一、一三六町	一、一三六町	五六三町	九五七、一〇二町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和七年末	九、七五、六一〇町	一、一四〇町	一、一四〇町	五六三町	九五九、一〇四町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和八年末	一〇、一三三、九九八町	一、一四六町	一、一四六町	六二五町	九六一、一〇五町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和九年末	一〇、九三、五五五町	一、一四七町	一、一四七町	六三六町	九六三、一〇七町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和十年末	一〇、九八、七〇四町	一、一五九町	一、一五九町	六三六町	九六五、一〇九町	一、〇〇町	一、〇〇町
昭和十一年末	一〇、九九、七〇六町	一、一六一町	一、一六一町	六三六町	九六七、一〇九町	一、〇〇町	一、〇〇町

民 有 地

合計實數

國 有 地

實數

對する

實數

昭和元年
対する
實數

實數

實數

昭和元年
対する
實數

實數

實數

總計 六、六四、六、四三、二、七七、二、五九、八、四六、一、六、五三、九三、八六、三、一〇四、一三三、五、八四
 增前年比(△減) 一、〇〇〇 △三九 △一六 △一〇一 △三九 △二三、六七、七八、三、〇五、三、三、三

(其ノ二)

	水道	用地	道路	河川	溝渠	溜池	堤防	城堞	鐵道	線路	水道	合計
民有非課稅地	四八	九、四七	九、四八	一〇、三四	三、五〇	一、九三	九、一六七	九、一六七	七〇、九九、六六	二、五、七七、七〇七	三、五、七七、七〇七	一、六、五、九九
國有地	六、五、七三	三、九一	六、三	四、一〇	七〇七	四、四、四	二	二	二、五、七七、七〇七	二、五、七七、七〇七	二、五、七七、七〇七	二、五、七七、七〇七
總計	四九五	一五、二〇	二三、三〇〇	一一、一六六	二、六四	一、七九	一、七九	一、七九	一、七九	一、七九	一、七九	一、七九
前年比(△減)	五六	五四	五〇	四〇	一、七五	△三一	一	一	一	一	一	一

昭和十一年度

清涼飲料稅

〔總督官房文書課調査〕

昭和十一年度(自昭和十一年一月一日至昭和十二年一月末日)に於ける清涼飲料製造の免許人員は五十人、製造場數は五十ヶ所で、其の搬出數量は四百九十九萬七百八十八リットル、炭酸瓦斯使用量は二百六十三キログラムで、税額は二十六萬三千五百四十三圓である。之を前年度に比較すると、免許人員は二人(三分八厘)、製造場數は二箇所(三分八厘)、炭酸

京 城 稅 務 局 計	江 原	清涼飲料稅表			(昭和十一年度)	
		免許人員	製造場數	搬出數量	炭酸瓦斯 立	使 用 量
忠	京 畿	九	九	一、六六、五九	一	一、六六、五九
北	忠	九	九	一、六六、五九	一	一、六六、五九
原	原	一	一	一	一	一
江	江	一	一	一	一	一
計	江	一	一	一	一	一

瓦斯使用量は百八十キログラム(四割六厘)を減少したが、搬出數量は百三十七萬七千八十二リットル(三割九分)を増加し、總稅額に於て七萬五千八十六圓(三割九分八厘)を増加し

瓦斯使用量は百八十キログラム(四割六厘)を減少したが、搬出數量は百三十七萬七千八十二リットル(三割九分)を増加し、總稅額に於て七萬五千八十六圓(三割九分八厘)を増加し

てゐる。

而して之を種類別に觀ると、第一種(玉ラムネ塙詰のもの)は免許人員四十三人(内他種を兼ねる主ならざるもの三十九人)、製造場數四十三箇所(同上三十九箇所)、搬出數量二十四萬五千一リットル、稅額六千七百二十七圓第二種(其の他の塙詰のもの)は免許人員四十人、製造場數四十箇所、搬出數量四百六十五萬五千七百七十七リットル、稅額二十五萬六千二十七圓、第三種(塙詰以外のもの)は免許人員八人(内他種を兼ねる主ならざるもの二人)、製造場數八箇所(同上二箇所)、炭酸瓦斯使用量二百六十三キログラム、稅額七百八十九圓となつてゐる。

總		監咸興督稅局務		監平壤督稅局務		監大邱督稅局務		監光州督稅局務	
計	咸北	計	平北	計	平南	計	慶南	計	全南
△×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
二一	五一四	四三	二一	二二	五三	一	三二	一一	七八
△×	×	×	×			×	×	×	×
二一	五一四	四三	二一	二二	五三	一	三二	一一	七八
△	一、三七九、〇八三	四、九〇〇、一七六	三九、〇一七	一八、五〇四	三〇〇、四三三	七二、六七三	九〇八	七三、九四〇	二六三、〇七〇
△	一〇	二三	一	一	一	一	一	一	一
参考×印は一人にして二種以上の清涼飲料を製造するものの税額少き一方を示し外書とす 前年に比し増(△減)	七五、〇六六	二六三、五四三	一七、二八	八七〇	一六、四一八	三四、九四三	三四	三元、六五五	二五三、〇六〇

昭和十二年第一期(自一月至三月)に於ける
期間中、五十人以上の従業者を使用する工場
に就て其の賃銀を調査するに、工場數は三八
七、業種は四六、従業者數は一二二、九六八
人にして、其の一日の平均賃銀及び従業時間
は左の通りである。

賃銀

其の一日の平均賃銀は、成年工にあ
りては

朝鮮人	内地人	人	本期			前期			同前		
			男	女	男	女	男	女	男	女	男
男女	男女	男女	三三	一六	四一	一〇	一四	一八	一七	一七	一七
三三	一六	四一	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一六	一七	一七
三三	一六	四一	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一六	一七	一七
三三	一六	四一	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一六	一七	一七
三三	一六	四一	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一六	一七	一七
三三	一六	四一	一六	一六	一六	一七	一七	一七	一六	一七	一七

幼年工にありては、

【總督官房文書課調査】

工場賃銀

滿洲國人及 中華民國人 男・女・三・毛

となつてゐる。之を前年同期に比較すると、

成年工に於ては内地人男工は7錢、朝鮮人男工は1錢、滿洲國人及中華民國人男工は1錢を何れも昂騰したが、内地人女工は5錢、朝

鮮人女工は3錢を何れも低下し、幼年工に於ては満洲國人及中華民國人男工は保合ひ、朝鮮人男工は10錢を低下したが、内地人男工

は10錢、朝鮮人女工は3錢を何れも昂騰してゐる。尙之を前期に比較すると、成年工に於ては満洲國人及中華民國人男工は保合ひ、

朝鮮人男工は7錢、同女工は4錢を低下したが、内地人男工は3錢、同女工は1錢を何れも昂騰し、幼年工に於ては、内地人男工は1錢を低下したが、朝鮮人男工は2錢、同女工は1錢、満洲國人及中華民國人男工は6錢を何れも昂騰してゐる。

從業時間一日の平均從業時間は、成年工にありては、

	本期	前期	前年
内地人	時 分 八・五五	時 分 九・〇〇	時 分 一〇・〇〇
朝鮮人	時 分 九・四四	時 分 九・三〇	時 分 一〇・〇〇
人	時 分 一〇・五五	時 分 一〇・四〇	時 分 一〇・四〇

滿洲國人及 中華民國人 男 10・0 10・0 10・0
内 地 人 男 女 10・0 10・0 10・0
朝 鮮 人 男 女 10・0 10・0 10・0
中 華 民 國 人 及 男 10・0 10・0 10・0

從業者數 成年工にありては、
本期 前期 同前
滿洲國人及 中華民國人 男 二、三七 二、九六 二、九六
内 地 人 男 女 二、三七 二、九六 二、九六
朝 鮮 人 男 女 二、三七 二、九六 二、九六
中 華 民 國 人 及 男 二、三七 二、九六 二、九六

であり、幼年工にありては、
本期 前期 同前
滿洲國人及 中華民國人 男 二、三七 二、九六 二、九六
内 地 人 男 女 二、三七 二、九六 二、九六
朝 鮮 人 男 女 二、三七 二、九六 二、九六
中 華 民 國 人 及 男 二、三七 二、九六 二、九六

であり、幼年工にありては、
本期 前期 同前
滿洲國人及 中華民國人 男 二、三七 二、九六 二、九六
内 地 人 男 女 二、三七 二、九六 二、九六
朝 鮮 人 男 女 二、三七 二、九六 二、九六
中 華 民 國 人 及 男 二、三七 二、九六 二、九六

となつてゐる。之を前年同期に比較すると、成年工に於ては、内地人男工は1時間一分同女工は二六分、朝鮮人男工は五分、同女工は八分を何れも短縮したが、滿洲國人及中華民國人男工は二〇分を延長し、幼年工に於ては内地人男工は二分、朝鮮人女工は二五分滿洲國人及中華民國人男工は五〇分を何れも短縮したが、朝鮮人男工は三六分を延長してゐる。尙之を前期に比較すると、成年工に於ては朝鮮人男工は保合ひ、満洲國人及中華民國人男工は一〇分を延長したが、内地人男工は五分、同女工は二〇分、朝鮮人女工は五分を何れも短縮し、幼年工に於ては、内地人男工は一〇分を延長したが、内地人男工は五分、同女工は二〇分、朝鮮人女工は五分を

何れも短縮してゐる。之を前年同期に比較すると、内地人男工は二三〇六人、朝鮮人は一六、四二〇人滿洲國人及中華民國人は一〇七人を何れも増加した。また之を前期に比較すると、内地人は三〇八人を減少したが、朝鮮人は二、〇三三人、

滿洲國人及中華民國人は一人を何れも増加してゐる。

昭和十二年六月末

醫療機關

【總督官房文書課調查】

昭和十二年六月末現在の醫療機關を調査するに、病院は官立四、公立四十六、私立百七十五、計百五十七であつて公立病院は道立三十八、その他八、私立病院は内地人經營五十四、朝鮮人經營二十八、外國人經營二十五である。

醫師は官公署奉職醫六百七十五人、開業醫一千八百九人、其の他八人、計二千五百九十二人で之を內鮮外人別に觀れば内地人一千二百七十七人、朝鮮人一千四百四十一人、外國人二十四人である。而して醫生は三千八百二十七人、限地醫業者は三百十四人である、齒科醫師は官公署奉職醫四十人、開業醫七百七十四人、其の他十二人、計八百二十六人であつて之を内鮮外人別に觀れば内地人五百九十一人、朝鮮人二百三十一人、外國人三人となつて居り、入齒營業者は百四十七人である。

以上の外産婆は一千七百七十七人、限地產婆は三十九人、看護婦は一千九百十一人、(有資格者にして官公立病院に奉職するものを含

咸北	咸南	江原	平北	平南	黃海	慶南	慶北	全南	全北	忠南	忠北
外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人	外朝國 鮮地人
人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人	人人人人
充尤 二七盈 杏元 二四言 五老盈 一圓齒 二全毫 一龜盈 二七九 一蚕盈 丟圓 一言西	三 一言 云 秀 三 一齒 一三 一盈 一龜 一四 一戈 一哭	一〇三 一六八 三四 一三 一三五 一云ニ 一六〇 一八〇 一西三 一〇八 一三七 二七二	七罷 二三 三三 四二 灵云 三云 云矣 二四 一八盈 一八三 一六三 一一二	八三 一〇五 一〇八 三五 八一 五一 一八六 一七八 一五〇 一六五 九八 一五二							

昭和十一年

鑛産額

【殖產局調査】

昭和十一年の鑛産額を観るに、總額一億一千四十二萬九千六百五十五圓でその内、主なるものに就いて見ると金六千八百七十二萬七

千三百四十六圓、鐵一千五百八十二萬九千四百六十四圓、石炭一千三百三十三萬一千二十七圓の如きものがある。其の外、價額は前三者

總鑛産額を前年たる昭和十年に比較すると四百十八圓等も看逃すとの出來ない鑛産である。其の内譯を調べると黒鉛、水鉛鑛、高嶺土等の諸産額に於ては減少を示してゐるが、

昭和十一年鑛産額表

金 金砂 金 銅 銀 計	鑛種名	單位數	昭和十一年			昭和十年			比較増(減△)
			量	價	額	量	價	額	
瓦	瓦	四、六九、三二	四九、九〇九、七七五	一一、四〇〇、九五二	二、三〇、九三一	二、二六、三〇〇	二、五八、一七四	二、五八、一七四	△
瓦	瓦	二、八〇、六三	九、四三、九二六	二、三〇九、七七三	七、一六、七六六	一、三〇、一七一	二、三〇七、三三一	二、三〇七、三三一	△
瓦	瓦	一、二〇、三九	九、三七三、六四三	一、二〇、一四六	六、五〇三、九九五	一、一九、一六四	一、一九、一六四	一、一九、一六四	△
瓦	瓦	一、六六、九四四	六、七七、三四六	一、一九、一三五	五、九六〇、六七六	一、一九、一三五	一、一九、一三五	一、一九、一三五	△
瓦	瓦	三、六六、九四四	五、八〇、九三八	二、一九、五七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	△
瓦	瓦	三、二七三、九三三	二、一九、五七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	一、五五、七九七	△

に比するとずつと下るが、銅の三百三十三萬一千二圓、銀の二百八十三萬百三十五圓、タングステン鑛の二百二十九萬三千七百九十二圓、黑鉛の一百八百三十三圓、鉛の七十九萬三千九百七十三圓、明礬石の七十二萬九千四百十八圓等も看逃すとの出來ない鑛産である。

總鑛産額を前年たる昭和十年に比較すると二千二百三十九萬四百五十四圓の増加である。其の内譯を調べると黒鉛、水鉛鑛、高嶺土等の諸産額に於ては減少を示してゐるが、

大體に於て増加せるもの多く、殊に躍進途上にある金産額は實に一千六百七十六萬六千六百七十圓の激増を見、その外に於ても銅は三百八十八萬五千九十四圓、石炭は百三十七萬五千八百七十八圓、タングステン鑛は九十萬四千八百四十圓、鐵は四十五萬三千七百二十九圓、鉛は四十萬五千二百十一圓、明礬石は三千八百七十八圓、タングステン鑛は九十九萬四千八百七十九百五十三圓の夫々増加を示してゐる。

明礬石
螢石
マグネサイト
石榴
蠟重合
晶石
計

二四、五五九
八、七〇〇
一〇七、一六八
一〇七、一六八
九、三五九
二、四一〇
七、一九三
三、六〇〇
六九
二、六四五
五、一二三
四、二六四
八、四一三
一〇、四三九、六五五
七、九五四
二、〇三〇
三〇、〇三一
三、二三三
一四、三三三
四、二六四
五、九一四
△
三、三九四、四五四

一、三四一
一、四〇三
二五九
一、四〇三
九、三五九
一、六六四〇
△
九、三五九
三〇、五五三
三、一三三
一四、三三三
四、二六四
五、九一四
△
八、〇三九、三〇一

火災に依る人及家畜の死傷を観るに、人に
於ては死亡九十四人、負傷二百十一人、家畜
に於ては死亡三百四十一、負傷十二である。

火災の原因は温突の不始末に因るもの千五百三十二度最も多く、取灰の不始末に因るもの四百七十二度之につき、竈の不始末に因るもの三百七十九度、弄火に因るもの二百八十九度、煙草の吹殻に因るもの二百十九度等の順序となつてゐる。

	火災 度數	世帶 數	建坪 平方米	積 總額	損 害 見 額
總數	三、九七五、五九一	一六九、二六	三、四九八、七四四		
京畿	六七	八八九	一八、一五五	七三、三五五	
忠北	一三	一九六	四、一〇五	二八、三五四	
忠南	三二	二三三	四、一五五	二四、〇九〇	
全北	一〇	三二	一〇、九五五	一〇六、七三一	
昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年
延燒	三、九九七	四、三五七	三、九〇	二、六五	二、二七三
不延燒	六五	六二	六一	一四四	一四四
總數	二、二元	二、二七三	二、二七三	二、二元	二、二元

昭和十一年中に於ける火災の状況を調査す
るに、火災度數は總數三千九百八十七度にして内、延焼六百十五度、不延焼二千百二十九度、即時消止一千二百四十三度である。之を前
度の減少を示してゐる。

右罹災家屋は全焼棟數三千三百九十三（住家三千四百一、非住家九百九十二）、半焼及即時
消止二千六百七十四（住家二千二百二十一、
非住家四百五十三）にして其の世帯數は五千
五百二十九である。

右罹災家屋の焼失建坪は總建坪十六萬九千
百十六平方米にして内、住家十一萬七千八百
二十平方米、非住家五萬一千二百九十三平
方米である。而して火災に依る損害見積總額
は三百四十九萬八千七百四十四圓にして内、
住家百九十二萬一千二百七十七圓、非住家百五
十七萬七千四百七十四圓である。之を前年に
比較すれば總額に於て三萬五千二百十三圓の
減少である。

昭和十一年 火災

【總督官房文書課調査】

昭和十一年

出版部たより

(69)

〔統計報告用紙〕の申込官公署數は既にざつと一千八百、尚續々申込があるから優に三千を突破し、全鮮道府郡島邑面の七割五分迄は確實に普及するものと見られる。この申込に依つて二千通の納入目錄を作製し、目錄を片手に扱ひ悪い薄手の和紙を二千組、枚數にして約二百萬枚拾ひ集めることは想像以上に面倒な仕事である。

昨年は始めてのことで納入の時期を失し、其他種々手違ひを生じ、需要者各位に多大の御迷惑をかけたが、本年は名譽恢復の意氣込みで、協會本部と朝鮮地方行政學會とを總動員し、戰時體制のはりきり方である。扱こそ仕事は極めてスピーデイ且つスムースに進行し、發送に着手後旬日ならずして既に過半の納入を終へ、この分で行けば本月中旬迄には完納の自信はある。

「統計報告用紙」の申込官公署數は既にざつと一千八百、尚續々申込があるから優に三千を突破し、全鮮道府郡島邑面の七割五分迄は確實に普及するものと見られる。この申込に依つて二千通の納入目錄を作製し、目錄を片手に扱ひ悪い薄手の和紙を二千組、枚數にして約二百萬枚拾ひ集めることは想像以上に面倒な仕事である。

二、今所用紙は邑面に於いて使用者に標準としてゐるから極めて限られた範圍で印刷してあるが、將來漸を追ふて範圍を擴げ別冊甲號全般に及ぼす方針である。只今は報告例改正の爲めこれに備へることが出來

は全く商賣を離れて打ちこんでくれてゐる。更に協會は係員を印刷所に派して現場督勵に努め納入に萬手落なきを期してゐる。從つて前回のやうにあちこちからお小言を頂戴するやうな不仕合は先づあるまいと思つてゐるが、昨年苦い経験をなめて心臓を萎縮してしまつてゐる我々は、この仕事の完全な終了を見る迄はまだ幾夜か夜もおちく睡れないものである。

三、邑面の分は取纏め郡島に納入してゐる爲郡島の方を煩はすこととは一通りでない。今回は包装の内容を邑面別に本會調製の表紙で分括しておいたから、これによつて多少ともお手数を省くことが出来ればと思つてゐる。

四、尙用紙の購入申込は本月を以て一應打切るが、今後の追加申込に應する爲在庫品は充分用意してある。曩にお送りしてある共同印刷要項に依つて隨時多少に拘はらず本會宛申込んでいただきたい。只この場合には送料實費は申込者に於いて御負擔を願ひたい。

五、本會も誕生後二年は消極的な基礎工作時代であつたが、來年あたりから出版事業方面にも本格的活動に入りたいと思つてゐる。地方印刷機關不便の地にて「郡島邑面勢一班」等統計關係の圖書出版を計畫せられる場合、本會に御相談下されば出来るだけの御便宜を計るつもりである。

(和田)



雜筆

る。

×

終日、此の株からあの株へと遷り行く手、
細心に摘み取つた棉花は、

彼の日の我が白姫心にも似て……

此の畑で、此の業に

お婆が——母が——又、我が今は——

この國に傳へ來た此の陸地棉、

こゝには我が唄があり、我が緻密な技巧があり、

我が心痛な生産が產聲を上げたのである。
うぶごえ

×

棉花摘みの私

李 靜 香

(黃海 海州)

見上げればコバルトの空は無限大に——

平野は大洋の如く黄金の穏波が、

うねり／＼と寄せては返へり寄せては返へる。

時々、穫りの香を運ぶスガ／＼しい秋風が、

滋養剤を注ぎかけるが如く

我が髪の毛を撫でゝは枯葉に淋しさを打つて

たら／＼と落ちかゝつた棉花
摘み取る毎に我は思ふのである。
母が教へたその手廻の繰綿機
泣きやむ兒を横に垂らして
雁渡る夜寒き窓の下に

凍る燈火に一身を頼つて語りもせず
機織りに老練を打ち舞ふその日、

あゝ、母は仇の年増に麗しい笑窓の眞盛りを

この畑で失つたことが……

ここで生れてこれしか見習はなかつた私、
母がこの畑に自作自給を唱つた生活の血みど
ろの根抵に乗り立つ

森を戀ふる

水城寅雄

私は今日もチマ(櫟)に摘み取る棉花を攢んで打ち返へす瞑想に聖書の如く
純朴極る我が生活に魂を打つのである。
——(郷里の妹に)——

晚秋扶餘

庄司杏月

(忠南扶餘)

藁屋根のバカチ二つ三つ霜光る

兩班の家靜なる破芭蕉

白日や加林城址の晝の月

古池や萍青く秋の風

ぎん／＼と上の朝日や雁渡る
病葉の音なく散りて柿熟るる

秋耕や錦城山に雉子の啼く

晚秋やばぶらに風吹く古百濟

月の夜や湖南平野に渡る雁

森を戀ふる

水城寅雄

私の生れた部落は鬱蒼としげつた森のなかにあつた。そこにはいちゐの大樹が夥しく生ひ茂り、それに鎮守の森には杉の大木があつ

こちに空をついて聳えたち、それに大きな松もあつたやうである。遠くからぞみ見ると私の部落は唯一の大きな森で、その中に人家がちらほら木の間がくれに見えるに過ぎなかつた。殊に北の方から見たのでは家は全く見當らず、ただ黝ずんだ森があるばかりであつた。近隣の村の子供など恐がつて私の部落は通れない位であつた。

私の部落は南が田、北が島になつて居り、田と部落との境界は段丘になつてゐるので、南の方から見ると、この段丘の上にしげつてゐる森を望む譯で、随分遠くからでもあれが自分の村だと直ぐに判るのであつた。Tといふ町から勞れた足で歸るときでも、早くからこの森を見出で、これを目標にして足を急がすのであつた。私の部落は僅か三十三四軒しかない小さな村であるが、この誇らしき森があつたために餘程貴重がつてゐたといへよう。そして私にとつてこの森はいつまでも強く印象に残つてゐて、私の幼年時代を考へる場合にこの森を除外することは到底許されないものとなつてゐる。

小学校に通ふころ私はよく田舎に行つて家の手傳ひをさせられた。私の家は父の時代に農業の傍ら瓦屋をやつてゐたのであるが、

何かの手違ひで父が失敗してからは瓦屋はやめ、百姓一ぱたにやることになり、私の物心についたころにはかなり行詰つてゐて、田畠も多くは小作してゐた。それに家族の數は決して少くはなく、それが女子供が多くて一人前の仕事の出来るものは少かつたので安閑としては暮せる筈がなく子供だといつて遊んで過せるものではなかつた。學校から歸ると遊びたられるやうにして私共は田舎に行かねばならなかつた。學校友達と遊びを約束するといつたやうなことは出来なかつた。

しかし田舎に出てゐて友達の遊んでゐるのを見るのは、家庭の事情はわかつてゐながらも、相當つらいことであつた。だがそれはよ

いとして、一番つらいのは跼んで仕事をするとき腰が無性に痛くなることであつた。痛くなるのだから直ぐに立つて腰をのばす。少し休んで仕事を始めると又すぐに痛くなつて立ち上る。こんな時よく部落の森をのぞんで早く家に歸りたいなあ、と嘆聲をもらしたものであつた。田の中に立つて鎮守の森やわが家の後の山をながめ入つてゐる幼年時代の自分の姿が今でもはつきり浮び出で來る。

よその家ではもう大分前に歸つて、今頃は風呂に入つたり、或は既に食事をしてゐるこ

ろだつてあらうと思はれるのに、私の家の者はなかなか早く歸ることをしなかつた。取入れなどで忙しい時は勿論であつたが、普通の時でも晩くまで働きつづけてゐた。殊に月の夜などは明るくてよいといふので、いつまでもいつまでもつづけられた。もう歸ればよいのにと何べん思つても歸らなかつた。相當悲觀してゐるとき、父が兄かが、今日のうちにどうしてもこれを済まして置かなければ、といつて更に勢を出してやり続けるといふ場合、それが済むまでには未だどれほど時間がかかるかと思ふと、全く泣かうにも泣けない氣持になるのであつた。仕方がないから自分も元氣をしぶり出して、何かにぶちあたりたいやうな一種の腹立しさを覺えて、皆の後からついて行くのであつた。

慙々歸れるといふ段になつて道具片づけの早いことは、皆から笑はれるほどであつた。歸りには軽くなつた車をよく引いたものだが、部落の森には入ると今までの勞れや苦しみも一時に全く忘れて、解放されたやうな嬉しさといつてよいか、ぼおーとした状態になり、暗いなかをあちらの崖につきあてこちらのかべにぶつかりなどして家に辿りつくのであつた。

鎮守の森での思い出は多い。お宮は部落の中程の南側にあつて、田との境の段丘に丁度お宮の高い石段があり、お祭りの時には蟻が石段をのぼりつめた直ぐの、廣場の突端に立つのであつたが、こののぼりの美しさは素晴らしかった。お宮の廣場——といふのは駄目だつたやうだが、その次のは充分つきりと白い大蟻がはたはたと風に波立つて見える情景は流石に祭りの表徴として最もふさはしいものだつた。お宮の廣場——といつても百坪もない位の細長いものであつたが——の一隅には公會堂があつて、村の集会は皆ここで行はれ、青年の夜學なども此處が教場にあつてられた。お宮の建物は、今見るとどこの部落にも見られる小さいものであつたが、その頃は随分大きなものに感じられた。拜殿の四壁上には繪馬がかかつてゐた。共に大きな感銘を與へてゐた。しかし今はそれらが何の繪だつたか一つもはつきりと覺えてゐるものはない。このお宮の建物の中で、何事のあつたときか判然としない、或は青島出兵の時のこととも思はれるが、村の夫婦達が集つて御馳走をもちよつてお籠りをしてゐたことは、未だに頭にこびりついてゐる。

宮の廣場は益や正月や、その他色々の場合

に村人の遊び場所であつたからそれらについての思い出は多い。お宮の廣場には大きな丸い石が數個あつた。何れも百斤を越えるもので、百五六六十斤或はそれ以上に重いものもあつたらう。青年達はよくこの石のかつぎ比べをしてゐた。私の兄は割合強い方で、一番重いのは駄目だつたやうだが、その次のは充分自信をもつてかつぎ上げてゐた。本當か嘘か知らないが、この一番重い石は、よその村のお宮の境内にあつたのを夜中ひそかに擔いで來たものだ、その後それを知つたその村の青年達は躍氣になつてそれを取戻さうとしたが、その石をかつげる者がゐないので、たゞたゞ持ち去ることが出來ず仕舞ひになつたといふ、誠にわが部落の青年の誇らしい武勇傳として聞かされてゐた。

宮の廣場の東側には、明治三十七八年戰役の記念碑が建てられてゐた。この碑の題字は今は陸軍大將となつて豫備役に編入されてゐる隣村出身の尾野實信さんの書いたもので確に私の母の兄弟の名も見えてゐた。母といつても實は私の長兄の嫁で、小さい時から母の如く私に乳を飲ませて育てて呉れたので母と呼んでゐるのである。此の記念碑の臺が四尺位もあつたと思ふが、この臺に上つて碑石の周圍を廻るのはよくやつたものである。この記念碑の前、即ち廣場の中央ではよく宮相撲が行はれた。誰が行司をやつてゐたのかは覚えがない。この相撲場の出来るときだつたと思ふが、記念碑の南側の土を掘り起した時そこから石棺?が出たことがあつた。右の内壁に朱が塗つてあつた。これを以て觀ると、この部落にも餘程以前から人々が住んでゐたことが察せられる。尤もそれが學問的に見て石棺だつたかどうかは知らないが、人の葬られたものには相違あるまい。

お宮の西側には、とりかぶり様と呼ばれるお堂があり、お堂の裏には木柵の圍ひがある。このとびの中に神様が居られるのだといはれてゐた。圍ひの中には一面に火吹竹がはつて、その中央に藁で作つたとびが置かれており、このとびの中に神様が居られるのだといはれてゐた。圍ひの中には一面に火吹竹がはつて、その中央に藁で作つたとびが置かれており、このとびの中に神様が居られるのだといはれてゐた。圍ひの中には一面に火吹竹がはつて、その中央に藁で作つたとびが置かれており、このとびの中に神様が居られるのだといはれてゐた。耳の遠い人は此の神様の火吹竹を戴いて歸つて、それで悪い耳を吹けば癒るといふのである。そしてお蔭で耳がなほつたものが御禮詣りをするときには新らしい火吹竹を携へて來て奉納することになつて

ゐたのである。私の姉に耳の遠いのがゐるが、矢張りよくこのとりかぶり様の火吹竹をかりて來て家人に耳を吹かせてゐたのを記憶する。このとりかぶり様のとりは元來とびといつたものが轉訛したものであらう。しかしながら、この神様の本體が果して如何なるものであるかは私は知らない。

このお堂では隨分苦い思い出が私にはある。

お堂の左右兩側には小さい子供のぬけ出せる位の間合ひのある格子があつた。よく遊びをするとき皆んなしてこの格子を通り抜けてゐたものであつたが、ある時鬼ごっこ何かをして遊んで此の格子を何回も通り抜けてゐたのだが、どうした具合だつたか、頭から腹までは入つたところで、どうしても腰から下が抜けられない。一緒に遊んでゐたものは皆びつくりして唯わいわいと騒ぐばかりである。田甫に働きに出てゐた母が知らせによつてかけつけて呉れたが抜けない。仕方がないから格子を鋸で引き取らうといふ相談もあつたらしかつたが、さうすると神様にたたられても悪いからと思はれたのであらう、きりそびれてゐる中に、神様のお許しがあつたのか、漸く母が引き出して呉れたのであつた。

お宮の恩出として忘れる事の出来ないものにどごもりがある。これは漢字をあてたら

堂籠りといふ譯であらう。稍の取り入れも済んだ頃に行ふものだつたと記憶するが、村の小學生だけが集つて、お宮に籠つて夜を明かし、翌朝未明に起きて前の日に廣場に積み上げて作つた柴山に火をつけてこれを焼くのである。やはりこれで神様に御禮をし、或は喜んで戴くといつたものであらうが、その意味は未だしつかりとは解らない。恐らくこれはお宮の大きな祭りであつて、どこともといふのは、つまり參籠のこと、齋戒沐浴して參籠することの名残りであると思はれる。現在官國幣社でも參籠することは重大な意義があることだから、どこともの風も古くから傳はつた大事な行事であつたのだと思ふ。

どごもりの柴山を築くことは、子供ばかりのつとめとしては相當困難なことであつたが同時に非常に樂しい、活氣のある行事であつた。柴は宮の境内のものを切り集めて造るのである。お宮は南面で、中廊の板張りの幅は相當廣かつたので、窮屈ながらも正柱に向つて東西から頭を寄せて蒲團を敷くことが出来た。不斷であればとつくに寝入つてゐる頃木々の間に生えてゐる柴を目立たない様に切り探るのである。山を築くのに骨にする木はかなり大きいもので、大人の脛位の四、五本は切らねばならなかつた。それも大きい木根本から切り倒すといふ様なことは禁じられてゐたので、大樹の枝を切り落すのである。椎の木の大きな枝が多く柴山の骨に選ばれてゐた。私は生來臆病で木登りは下手である。

翌朝皆んなが起きるのも早かつた。日頃なかく起きられざりにもない未明に起きて手探りで夜具を片づけ柴山を焚きつけるのである。生木だが枯葉の焚付けが充分に中に埋め

つたから自分では出来なかつたが、大きな枝が凄じい音を立て落ちる時は非常な緊張と大きな喜びを覺えたものである。大きな椎の枝で圓錐形に骨組みし、椎や櫻や杉の小枝をこれに周圍から差し入れて山が出来上るのであるが、内側の空間には杉の枯葉やその他のの焚つけを埋めるのである。

夜の宮籠りは、自分の家で寝ると異つた氣分が味へるもので、それが子供ばかりの集まりだから、そのはしやぐことは一方でない。本殿の神様の前には蠟燭が點され、この本殿と拜殿との間の、いはば中廊といつたところが兩側が板壁になつて居り、下が板張りになつてゐたので、ここに皆んなが、自分の家から銘々に持ち運んだ夜具を敷いて寝るのである。お宮は南面で、中廊の板張りの幅は相當廣かつたので、窮屈ながらも正柱に向つて東西から頭を寄せて蒲團を敷くことが出来た。不斷であればとつくに寝入つてゐる頃であるが、皆んなが嬉しい興奮と異つた寝具のため、なかなか寝つかれず、頗興なことをやつては興じ合ひ夜のふけるのも忘れて仕舞つてゐた。

込んであるので、實に景氣よく燃えつくのである。椎の葉や櫻の葉がペリペリッと音を立て燃え上る。火の子が高く高く上つて行き、あたりの杉の木々の茂みや公會堂の屋根の上などに所かまはず飛んで行く。中空高くとんでも行つて明け方のきらきら輝く星空に星と光りを競ふやうなものあつた。かういつた當時の情景は、誠に心ある人ならば繪になり詩になるものであらう。

また私は鎮守の森で景を見つけて非常な興奮を覺えたことがあつた。それは境内の東北の隅の、謂はば裏参道の右側にある大きな椎の樹[?]の枝に止まつてゐるのであつた。その枝は地上から二間かそこらに南北に横はつた大人の腕程な、或はそれより小さい位なのであつたがそれに大きな根がむづくりとした姿で止まつてゐるのである。私一人であつたが、外にまだ誰か友達がゐたかは忘れたが、それを認めるに忽ち動悸が高まるのを覺えた。こつそり石を拾つてそれに目がけて投げつけた。石はすぐれずれな所を通つて鍔の向ふに音を立てて落ちたが、一向に逃げようとはしない。また二つ三つ蒐めて石を投げる。そのうち何回目のだつたかが胸のところに相當強くあたつて、ボクといふ音の手答へがあつり、また何度目かのは勢ひ銳く胴體にあたつてふくろうが枝からね落され、一間餘りも

落ちて來て今にも手の届きさうなところからまた元の枝へ飛びついて行つた。私は其の時此のふくろう落しにどれだけの時を費したであらう。随分長い間胸を波うたせながら石を投げ續けてゐたやうであつたが遂に私の手には入らなかつた。結果がどうなつたかは、今考へて見ても要領を得ない。梶といへば私の部落には澤山ゐたものと見えて、晩飯の後や寝についてから、例の物悲しいやうな、恍けたやうなその鳴き聲が遠くからよく聞えて來たことを覺えてゐる。

この鬱蒼と茂つてゐた私の部落の鎮守の森も、私が中學に通ふやうになつて暫くしてから、色々な事情から段々切り倒され、數年の間にお宮の森の杉の大木も遂に見られなくなつたがそれによつて深い神祕を藏してゐた私の村も、明るくなつてよくなつたといふ人もあつたが、何だか歯の抜けて仕舞つた老人のやうにすつかり生氣のないものに感ぜられ、この森によつて深い神祕を藏してゐた私の村も、明るくなつてよくなつたといふ人もあつたが、何だか歯の抜けて仕舞つた老人のやうにすつかり生氣のないものに感ぜられた。殊に幼い時代をこの森の中で育つて森の精神が浸み込んでゐる者が、他所で何年かを暮して歸省した場合、この森が見られないことは實に大きな失望である。私も朝鮮に住むやうになつて二三回もこの村に歸り、家族の心からのもてなしに嬉しい氣持を味ひながら、あの晝も暗いやうに鬱蒼としげつた鎮守

の森が今は見られぬやうになつたことは、何といつてもある物足らなさを感じるのである。そして故郷離れて思ひ浮べる我が村は、現在の歯の抜けた老人のやうな生氣のない村ではなくて、大樹のもり重つたあひまあひまに家々の見えがくれする幼年頃の村の姿である。

原稿募集

次號締切
一月十五日

論說・研究

統計に關する原稿に限る。一篇四千字内外とし、長くとも六千字程度を超えないやうに。

筆

感想隨筆・詩歌句その他種類を問はず、又必ずしも統計に關することを必要としないが、なるべく一篇一千字内に願ひたい。

通信・資料

特に地方委員の方にお願い。地方統計界の行事・施設等並びに特殊統計調査の結果其の他興味と實益ある統計資料を願ひたい。

○誌上掲載の分には薄謝を呈す。

統計日誌

○朝鮮人口動態調査規則の發布

首題の規則は昭和十二年十月二十七日總令第百六十一號を以て發布せられ、本令は昭和十三年一月一日より之を施行することになつたが、詳細は本號例規中に掲載の通り。

○人口動態調査票及送致目錄作成心得

昭和十二年十一月一日政務總監通牒を以て發せられたが、同じく詳細は本號所載。

○人口動態調査事務打合會
人口動態調査事務打合會は十一月十一、十二の兩日に亘り、國勢調査課に於て左記日程に依り井坂謨長統裁の下に開かれ、各道統計主任參集、種々打合せを行つた。文書課よりは和田屬出席した。

十一月十一日（木）

一 政務總監訓示（午前九時）

一 國勢調査課長挨拶

今回朝鮮に於いて人口動態の中央集査によ

一 指示事項

一 法令の説明（午後）

十一月十二日（金）

一 取扱手續の説明

一 注意事項

一 協議事項

而して右打合會に各道よりの出席者は次の如くである。

一 朝鮮人口動態調査規則

一 人口動態調査票及送致目錄作成心得

一 調査票検査要領

一 死因及疾病分類

一 職業分類

一 參考法規

○本邦報告例の改正

現行報告例は昭和八年十一月訓令第四十一號を以て改正（昭和九年一月一日施行）に係るが、爾來時勢の變遷、法令の改廢等に伴ひ、内容全般に改訂を要するものあり、本年十一月十九日訓令第七十七號を以て之を改正、來年一月一日より之に據ることとなつた。尙改正報告例の別冊は目下印刷を急いでゐるが、大體十二月二十日頃迄には完成、各廳へ配付の運びとなる模様である。

記後編

◇ 今回は朝鮮人口動態調査の特輯號とした。從つてこの程出た朝鮮人口動態調査規則や人口動態調査票及送致目錄作成心得はもとより十一月十一十二兩日間に亘つて行はれた打合會に於ける政務總監の訓示、國勢調査課長の挨拶、指示事項、注意事項は悉く之を載録し、更に調査規則に就いては、全二十一條に亘る逐條説明をも収めて、來年より行はれる人口動態調査に關する好個の伴侶たらしめんことを期した。

◇ 統計日誌にも誌して置いた通り今回わが協會は本府國勢調査課編纂にかかる人口動態調査提要を發行した。從來我が協會は機關雜誌以外には發行してゐないから此の提要の發行は協會の機會から其の端緒を開くこととが出來たのは誠によろこばしいことである。

◇ 本號は人口動態調査の特輯號としたので、昨年より始めた統計報告用紙は豫想通り極めて好評を博したもので、今年は更に馬力をかけられて斡旋することとなり、既に各協會では各自部署を定めて取扱を以て來年度に於ける全鮮統計事務處理上には、相當な便益を與へ得るものと自負してゐる。

◇ 一般統計事務の指針とせらるて終ることとなつた。顧れば本年は日支事變の勃發に伴ひ、國民一致協力、此の難局に當らねばならなかつたため、従つて會員諸賢も皆極めて御繁忙の中に本年を過された譯であるが、其の間我が協會のためにも常に御同情を賜はつたことを深く御禮申上げたい。

昭和十二年十二月十日 印刷
昭和十二年十二月十五日 発行
定價（送料共）拾五錢

廣告案内

本誌廣告掲載御希望の向は
本會事務所（朝鮮總督官房文書課内）又は本會地方委員（各道府郡島廳内統計主任）へ御照會ありたし。

昭和十二年十二月十日 印刷
昭和十二年十二月十五日 発行

編輯兼
发行人 和田喜三次

印刷人 藤本外次

京城府壽松町二七番地
印刷所 鮮光印刷株式會社

朝鮮總督官房文書課内
發行所 朝鮮統計協會

撰稿者（一四八八著）

朝鮮總督府編纂

人口動態調査提要

定價 拾五錢
送料 參 錢

今回朝鮮に於て實施せられる人口動態中央集査の指針を

與ふる必携の参考書である

内容目次

朝鮮人口動態調査規則

人口動態調査票及送致目録心得

調査票

検査要領 死因及疾病分類 職業分類参考法規

朝鮮統計協会編

統計報告用紙

定價 六厘
送料 二枚
實費

今般改正に係る朝鮮總督府報告例別冊の様式に依り、而も様式内各欄の廣狭は協會員の努力に依り最近數年間に於ける報告數字の多寡を參照して作製せられたる極めて正確且つ至便のものである

統計報告用紙

定價 二十五錢
送料 六錢

用紙の整理保存の用に充つたため考案作製せられたるものにして御希望の向に對しては右の實費を以てお頒ちする

所行發

朝鮮總督官房文書課內

朝鮮統計協會

番八八四四二城京替振

大改訂 新裝幘 朝鮮行政手帳の發送開始！

本社獨特の考案に成れる實務朝鮮行政手帳は昨年末敢然内地よりの日記洪水をせきとめて大好評裡に發賣増版に次ぐ増版の盛況を呈せしも今回更に其の内容外装共に大改善を加へよりスマートにしてより實務的な昭和十三年版を完成皆様に層一倍の御愛用御批判を願ふ事と致しました何卒舊年版に倣して御用命の程偏に御願ひ致します

昭和十三年、朝鮮行政手帳 附 實務優覽

優美上革製
ポケツト型
三方金様
定價六〇錢
(送料五錢)

内 容 概 要

卷 頭

- 一、昭和十三年略歷
- 一、教育ニ關スル勅語
- 一、戊申詔書
- 一、國民精神作興ニ關スル詔書
- 一、官吏服務規律
- 一、朝鮮總督諭告
- 一、國際聯盟離脱ニ關スル詔書
- 一、備忘手控
- 一、佛忘手控
- 一、依ル報告事項欄
- 一、自由日記
- 一、住所氏名錄
- 一、報告例並通牒ニ

月 曆

- 一、氣節
- 一、恒例行事
- 一、朝鮮風俗行事
- 一、金言
- 一、毎日ノ備忘欄

實 務 便 覧

- 一、報告例
- 一、通牒ニ依ル報告事項
- 一、現行公文用字例
- 一、送り假名法
- 一、御賀影拜賀式ニ於ケル學校作法
- 一、勅語謄本ノ取扱ヒ方
- 一、神社參拜作法
- 一、朝鮮總督府及所屬官署ノ執務時間
- 一、年齡ト年代對照表
- 一、朝鮮印紙稅摘要
- 一、郵便法一覽
- 一、メートル法
- 一、年齡ト年代對照表
- 一、朝鮮内主要驛間三等賃金

發 行 所

京城府壽松町二七番地
株式會社朝鮮地方行政學

310.5
至54大
N.8
c.1